平成19年第2回那須烏山市議会定例会(第1日)

平成19年6月5日(火)

開会 午前10時00分 散会 午後 3時05分

◎出席議員(20名)

1番	松本	勝栄	君	2番	渡	辺	健	寿	君
3番	久保居	光一郎	君	4番	髙	徳	正	治	君
5番	五味渕	博	君	6番	沼	田	邦	彦	君
7番	佐 藤	昇 市	君	8番	佐	藤	雄沙	で郎	君
9番	野 木	勝	君	10番	大	橋	洋	_	君
11番	五味渕	親勇	君	12番	大	野		曄	君
13番	平山	進	君	14番	水	上	正	治	君
15番	小 森	幸雄	君	16番	平	塚	英	教	君
17番	中 山	五 男	君	18番	樋	Щ	隆四	回郎	君
19番	滝 田	志 孝	君	20番	髙	田	悦	男	君

◎欠席議員(なし)

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大	谷	範	雄	君
副市長	Щ		孝	夫	君
収入役	石	Ш	英	雄	君
教育長	池	澤		進	君
総務部長	大	森		勝	君
市民福祉部長	雫		正	俊	君
経済環境部長	佐	藤	和	夫	君
建設部長	池	尻	昭	_	君
教育次長	堀	江		尉	君

◎事務局職員出席者

事務	局長	田	中	順	_
書	記	藤	田	元	子
畫	記	佐	蔝	捕	樹

書 記 菊 地 唯 一

〇議事日程

日程 第 1 会議録署名議員の指名について(議長提出)

日程 第 2 会期の決定について(議長提出)

日程 第 3 報告第 1号 平成18年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書 について(市長提出)

日程 第 4 報告第 2号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計繰越明許費繰 越計算書について(市長提出)

日程 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) (市長提出)

日程 第 6 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度那 須烏山市一般会計補正予算について) (市長提出)

日程 第 7 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて (那須烏山市税条 例の一部を改正する条例について) (市長提出)

日程 第 8 発議第 1号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について (議長提出)

日程 第 9 議案第 5号 那須烏山市定住促進条例の制定について(市長提出)

日程 第10 議案第 8号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改 正について(市長提出)

日程 第11 議案第 6号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正 について(市長提出)

日程 第12 議案第 7号 那須烏山市遺児手当支給条例の一部改正について(市長 提出)

日程 第13 議案第 9号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について(市長 提出)

日程 第14 議案第 1号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について(市 長提出)

日程 第15 議案第 2号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算 について(市長提出)

日程 第16 付託第 1号 請願書等の付託について (議長提出)

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長(小森幸雄君) ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成19年第2回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課 長の出席を求めておりますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る5月29日に議会運営委員会を開き、議会運営委員 会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げ ます。

◎市長あいさつ

O議長(小森幸雄君) ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

〇市長(大谷範雄君) おはようございます。ごあいさつ申し上げます。

目に青葉、若葉の季節となりまして、当地方にとりましては大変すばらしいシーズンを迎えております。議員各位にありましては、ご多用のところ、今期定例会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、昨今、国会では種々の事件が発生をいたし、参議院選挙を前に混乱をしている事態が報道されております。そのような中で、地方自治体にとりまして最大の関心事であります第2期地方分権改革が、去る4月2日、政府の地方分権改革推進委員会が発足をし、その議論がスタートいたしました。

第1期分権改革は三位一体改革と称しまして、約3兆円の税源移譲が実現をしたことにはなっておりますが、実態は国の歳出削減策にとどまり、いわば数字合わせの形となったのでございます。具体的事例を申し上げますと、義務教育、児童手当、児童扶養手当の負担率引き下げという形で、税源移譲財源が捻出されたこと、端的にあらわれております。地方交付税につきましても削減ありきのスタンスで議論されたわけでございます。

これらの結果を見ますと、国があっての地方だ。こういった主張がまかり通った旧来からの中央集権スタイルに終始した感が否めないのであります。地方が主張した改革の骨子は、国の関与をなくして、地方が主体的にみずからの責任で地域づくりを行うということにあったはずであります。したがって、私は三位一体の改革は失敗であったと言わざるを得ないのでありま

す。

第2期改革は第1期改革の轍を踏まないことを強く要望していきたいと思っております。つまり、地域づくりという具体的な取り組みを全面に出し、そのための地方行財政制度の仕組みを改革するということ。いわば地方の実情、実態を踏まえた具体的な論議が必要不可欠ではないか。それらを礎とした官僚主導から政治主導に転換をして、首相みずからの英断によって第2期地方分権改革を断行する手段が適切な方法と考えております。

このような議論の中で、ふるさと納税論議が高まりを見せていることはまことにすばらしい ことであり、実現化に向けた具体的な施策が論じられますよう、自治体といたしましても要望 活動を積極的に推進する必要性を強く感じております。

本市といたしましても、みずからの能力を向上させ、国、県に対し地域づくりの方針を明確に示しながら要望活動を行っていくことといたしたいと思います。議員各位にありましてもご理解の上、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

翻って、本市の行財政改革の取り組み状況等の中で、行財政集中改革プランの進捗状況は先にお示しをしておりますので、詳細は割愛をさせていただきます。平成18年度の財政収支状況の概要でございますが、歳入にありましては、既に特別交付税につきましては昨年3月には予算と大きな差異が見られ、臨時議会開催も余儀なくさせられたところであります。議会にありましても、大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

しかしながら、県当局を初め国、県議会議員のご支援も賜りながら、粘り強い総務省への働きかけが実を結びまして、平成18年度におきましては、予算を大幅に上回る5億9,000万円が確保できましたことはまことにありがたく、ご同慶にたえない、このような心境であります。次年度におきましても、引き続きさらなる要望活動を行ってまいります。議員各位にありましてもご支援賜りますようお願いを申し上げます。

さらに東京都内に有しておりました学生寮の土地も売却に成功いたしまして、予定価格をはるかに上回る3億5,000万円ほどで落札が決定いたしたことも、本市にとりましては明るい話題でもありました。

このような歳入歳出の改革の結果、財政調整基金も平成18年度は合併時の8億8,000 万円ほどで、剰余金を加えますとおおむね11億円程度の基金が創設できると期待をいたして おります。平成18年度の決算につきまして、9月定例会においてご審議を賜ることになりま すが、一般会計において黒字会計になるのではないか。このような期待もいたしているところ であります。もちろん有利な起債等の借り入れ等はあるわけでございますが、今後もこれらの 事象が瞬間風速的な出来事に終わらないよう、数値目標を掲げ実現化を図ってまいりたいと考 えております。 さて、今期定例会は、報告案件3件、承認案件2件、条例制定1件、条例一部改正3件、補 正予算案2件、議決案件1件、計12議案を上程させていただきます。何とぞ慎重審議を賜り ますようお願いを申し上げまして、ごあいさつ並びに行政報告とさせていただきます。

○議長(小森幸雄君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗 読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

議事日程

平成19年第2回那須烏山市議会定例会(第1日)

開 議 平成19年6月5日(火) 午前10時

日程 第 1 会議録署名議員の指名について(議長提出)

日程 第 2 会期の決定について(議長提出)

日程 第 3 報告第 1号 平成18年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書 について(市長提出)

日程 第 4 報告第 2号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計繰越明許費繰 越計算書について(市長提出)

日程 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解 について) (市長提出)

日程 第 6 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度那 須烏山市一般会計補正予算について)(市長提出)

日程 第 7 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて (那須烏山市税条 例の一部を改正する条例について) (市長提出)

日程 第 8 発議第 1号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について (議長提出)

日程 第 9 議案第 5号 那須烏山市定住促進条例の制定について(市長提出)

日程 第10 議案第 8号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改 正について(市長提出)

日程 第11 議案第 6号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正 について(市長提出)

日程 第12 議案第 7号 那須烏山市遺児手当支給条例の一部改正について(市長 提出)

日程 第13 議案第 9号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について(市長 提出) 日程 第14 議案第 1号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について(市 長提出)

日程 第15 議案第 2号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算 について(市長提出)

日程 第16 付託第 1号 請願書等の付託について (議長提出) 以上、朗読を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(小森幸雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

- 14番 水上正治君
- 16番 平塚英教君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

〇議長(小森幸雄君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から6月12日までの 8日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

ここで1番松本勝栄議員より、本年3月の定例会一般質問の一部発言について訂正したい旨の申し出がありましたので、許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、1番松本勝栄君の発言を許可いたします。

1番松本勝栄君。

〔1番 松本勝栄君 登壇〕

○1番(松本勝栄君) 皆さんおはようございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、発言させていただきます。

本年3月に開催された定例会の一般質問において、私が発言した内容に一部誤りがありましたので、ここで訂正させていただきます。非常勤特別職の組織の見直しに関する質問の中で、行財政改革提言委員の任期について、当該委員設置規則の施行が平成18年4月1日であり、当該委員の任期が1年であることから、この3月が任期満了になりますと発言いたしましたが、当該委員の委嘱は平成18年6月1日になされており、したがって5月末日で任期満了となることが正しいことから、3月が任期満了との発言は誤りであり、5月任期満了が正しい期限でありますことを申し上げまして、訂正の発言とさせていただきます。

以上。

- ◎日程第3 報告第1号 平成18年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書
 について
- ◎日程第4 報告第2号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計繰越明許費繰 越計算書について

〇議長(小森幸雄君) 日程第3 報告第1号 平成18年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第4 報告第2号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての2議案を議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇]

〇市長(大谷範雄君) ただいま一括上程となりました報告第1号、第2号につきまして、 提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第213条の規定に基づき、平成19年第1回那須 島山市議会定例会におきまして、翌年度へ繰り越す予算措置をいたしましたので、地方自治法 施行令第146条第2項の規定により、報告をするものでございます。

繰越事業の概要を申し上げます。1つ、事業名、庁舎改修事業であります。繰越額4,000 万円。理由でございますが、国の補正予算の成立に伴いまして、合併市町村に対して交付される合併推進体制整備費の国庫補助金を活用した事業でございますが、庁舎の改修工事の実施にあたり、約6カ月間の施工期間を要しますことから、年度内完了が困難となったために繰越としたものであります。

2つ目は、畜産基盤再編総合整備事業であります。繰越額は1億6,341万3,000円で

ありまして、理由は前年12月に工事を発注し、年度内完成を予定しておりましたが、建設予 定地内に国有地(赤道)の存在が判明し、境界確認や用途廃止等の手続きが必要となり、それ らに3カ月程度の期間を要するためであります。

3つ目は、学校情報機器整備事業であります。繰越額1億2,000万円であります。理由は当事業は、市内小中学校の情報環境の現状を踏まえ、事業計画の立案やこれに基づく情報機器の購入、設定等に所要の期間を要するためであります。

4つ目は、境地区統合小学校(仮称)の施設整備事業になります。繰越額が4,200万円。 理由は中学校校舎を小学校の基準に改修いたしますことから、施設内の配置あるいは遊具の設置、各種設備の改修等に不測の日数を要するためであります。

5つ目は、南那須給食センター施設整備事業、繰越額700万円であります。理由は設備の 老朽化により早急な修繕工事が必要となっておりますが、給食の中断はできないために、工事 の年度内完了が困難なことから、事業費を繰越をして実施するものであります。

以上、報告をさせていただきます。

次は報告第2号であります。介護保険システム改修事業でありまして、繰越額は189万円であります。その理由でございますが、平成20年度後期高齢者医療保険制度新設に伴い、介護保険システムを改修するものでありますが、住民基本台帳システム等関係システム等との調整に期間を要し、年度内完了が困難となったために繰越をいたすものであります。

以上2件についてご報告申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(小森幸雄君) 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件でありますが、この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教君。

〇16番(平塚英教君) 報告第1号ですけれども、畜産基盤再編総合整備事業は年度内に 完了を見込んでいたが、敷地内に国有地赤道があったので、そのために3カ月かかるというよ うなお話ですけれども、そうしますと3カ月を待った後に、さらにその事業を進めるというこ とですので、完成はいつごろを考えているのか。工事の進め方についてご説明をいただきたい と思います。

教育費の学校給食関係ですね。南那須給食センター施設整備事業でございますが、途中で給食調理を中止することはできないということで繰越をしたわけですけれども、そうしますと、7月、8月の夏休み期間中に、長期のセンター休業になると思うので、その間に施設の整備事業を進めるというような考え方でよろしいのか。その辺の進め方についてご説明いただきたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 経済環境部長佐藤和夫君。

〇経済環境部長(佐藤和夫君) 2番の畜産基盤再編総合整備事業の事業完了でございますが、繰越のときはおおむね3カ月と申し上げたわけでございますが、若干その払い下げ関係に日数を要しまして、現在の状況では9月中ということでございますので、3カ月ほどまた延びてしまうわけでございますが、ご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(小森幸雄君) 教育次長堀江一慰君。
- ○教育次長(堀江一慰君) 南那須給食センターの施設整備関係につきましては、議員のご質問の内容のとおりでございまして、工期的には2カ月ということにはなっておりますが、7月当初には設計が終わりまして夏休み期間中に整備ができる。蒸気配管の改修といいますか、取りかえ撤去の関係でございまして、これにつきましては衛生器具関係なものですから、天井の部分が多いわけですね。そういうことで、既設の見えるところの蒸気配管につきましては面倒を見ながらやっておりますが、大部分が天井裏というような点検結果が出ておりますので、夏休み中に施工いたしたいということでございます。
- 〇16番(平塚英教君) 了解。
- 〇議長(小森幸雄君) 1番松本勝栄君。
- **○1番(松本勝栄君)** 今の5つの件なんですが、これの契約なんですが、おくれているという中身についての請負業者と市との契約の変更等があるのかどうか、お聞きしたいと思います。
- 〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。
- ○総務部長(大森 勝君) この繰越明許関係等につきましては、予算の内容ということで 予算については7項目からなっております。申し上げますと、歳入歳出予算、繰越費、繰越明 許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項間の経費の金額の流用ということ で予算が示されておりまして、繰越明許関係等につきましては、すべて財源を翌年度に繰越を して使用するというのが繰越明許費の特徴でございます。

これらについては、契約等については行われているのも繰越は可能ですけれども、通常の場合は契約を行っていないということで繰越明許をさせていただいております。庁舎関係等に例を申し上げますと、これについては平成18年度については一切契約等は行っておりません。 平成19年度に入ってから現在、設計等の契約を結んでございます。これから7月、8月にかけて入札関係、工事の執行契約、そういうものを今後行っていくというふうに考えております。以上です。

- **〇1番(松本勝栄君)** わかりました。
- ○議長(小森幸雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 質疑がないようですので、報告第1号 平成18年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、説明報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号、第2号については、報告のとおり承認することにいたします。

◎日程第5 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

O議長(小森幸雄君) 日程第5 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

〇市長(大谷範雄君) ただいま上程となりました報告第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議会において指定をされた事項について市長の専決処分を行いましたのでご報告を申し上げます。

平成19年3月2日午後2時5分ごろ、那須烏山市興野地内において走行していたところ、前方から直進をしてきた相手方の車が直前で右折をしたために、直進していた公用車に衝突をした事故でございます。事故の責任割合を相手方90%、市側10%として相手方に8,600円を支払うものであります。これを機に、交通事故の防止につきましては全庁挙げて交通安全思想の高揚に努め、事故撲滅に向け努力を傾けてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(小森幸雄君) 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件でありますが、この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教君。

○16番(平塚英教君) 3月2日の興野地内における道路での衝突事故ということで、相手方90%、市側10%の責任ということで、これは相手側に対して市の負担が10%というふうに考えていいんですかね。そうしますと、市側の乗用車の修理は、相手方のほうで90%

の過失割合で負担をされるというような理解なんですかね。その相殺の結果、市は8,600 円出すというふうになったのか。それがまず1点。

今、市長のほうから交通安全等についてはさまざまな注意を喚起しているというようなお話ですけれども、昨今、真岡における管理職の職員が交通安全の初日に不祥事を起こすということでああいう問題になっていますが、その後、学校の先生方とか公務員における飲酒関係の問題が取りざたされているわけですけれども、本市においては飲酒にかかわらず交通安全、モラル、道徳ですね、そういうものも含めて交通の規範をきちんと守り、市民の公僕としての責任を努めるということでの庁舎内での喚起をどのように進めているのか、ご説明をいただきたいと思います。

- 〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。
- **〇市長(大谷範雄君)** 後段のほうは私のほうからお答えを申し上げます。

昨年、飲酒運転等についての大変厳しい規則を設置させていただきまして、飲酒運転だけが 交通事故撲滅ということではないのは当然承知をいたしております。そういったもろもろの公 務員を取り巻く不祥事等が相次ぐ中でございますので、本市にありましては、毎週月曜日には 部長会議を議題がなくてもあっても開催いたしております。そのような事象についても、つぶ さに各部長、そして部長から各課長、職員、全職員に対してそういったモラル向上の徹底を都 度図っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。
- **〇総務部長(大森 勝君)** 損害額等についてお答えを申し上げたいと思います。

今回の事故等につきましては、当然、市が相手に払う金額ということで8,600円という報告をさせていただいております。これは相手が8万6,000円の修理代がかかったということでございます。そのほかに当然、市の車も損害を受けているわけでございまして、市の車については36万3,006円の損害を受けたということになります。当然、相手方から9割の負担をしていただいて、1割については市の負担ということになります。

金額で申し上げますと、総体的にはこの交通事故で損害を受けた両方を合わせますと 445 9,006円になります。相手方の負担については自分の修理も含めて 4054,105円、市のほうが 454,901円ということになります。この 454 万円余の金額等については、市で保険に加入しております保険金ですべて補てんをされるということで措置をさせていただいております。

以上です。

- ○議長(小森幸雄君) 16番平塚英教君。
- **〇16番(平塚英教君)** そうすると、市のほうが8,600円払って、相手方のほうから

市の車の修理に自分の4万円を払ったということではないんですね。払ったとしても、それは 自動車共済のほうで払っているんでしょうけれども、相手のほうに8,600円払って、市の ほうで4万円を自分の車を直すのに負担するというのはどうもいかがなものなのか。通常 90%も相手が悪い場合には、こっち側は相手に対しては負担しないで全部直してもらうとい うのが、社会通念上は常識かなと私は思うんだけれども、その辺どうなんでしょうかね。

〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) この過失相殺関係等については、保険会社のほうで市のほうでも1割があると。これについては市のほうの車も走行中であったということですね。そうしますと、前方不注意等々の問題等があるということで、過失割合が1割というふうに認定されたものでございます。

以上です。

- 〇議長(小森幸雄君) 17番中山五男君。
- **〇17番(中山五男君)** ただいまの説明を聞きますと、公用車としては避けがたい事故であったのかもしれませんが、1点お伺いします。この事故に遭った公用車は何の目的でどこに向かおうとしていたのか。差し支えがなかったらご答弁をお願いします。
- 〇議長(小森幸雄君) 建設部長池尻昭一君。
- **〇建設部長(池尻昭一君)** お答え申し上げます。水道業務の市内出張での交通事故でありました。内容については、水道施設の巡回途中の庁舎へ戻る途中での事故でございました。 以上でございます。
- 〇17番(中山五男君) 了解しました。
- **〇議長(小森幸雄君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 質疑がないようですので、報告第3号 専決処分の報告については、 報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、報告第3号については、報告のとおり承認することといたします。

◎日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について)

〇議長(小森幸雄君) 日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議

題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇]

〇市長(大谷範雄君) ただいま上程となりました議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成19年第1回那須烏山市議会定例会終了後、緊急やむを得ない状況が生じたために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する暇がないと認め、平成18年度那須烏山市一般会計補正予算(第6号)を3月31日付けで専決により処分をいたしました。

このため、同条第3項の規定に基づきまして、これを議会に報告をして承認を求めるものであります。

補正予算の内容を申し上げます。補正予算額は5,886万9,000円を増額し、補正後の予算額を108億1,127万2,000円とするものでございます。平成18年度一般会計第6号補正予算につきましては、歳入は地方交付税のうち特別交付税の額の確定に伴い、1億9,137万3,000円を増額いたしました。また、これに伴い、今後の財政運営の安定に資するために財政調整基金の取り崩しをとりやめることにより、繰入金を減額補正することとしたものであります。

歳出は総務費として財政調整基金積立金を増額補正することといたしました。

以上のとおり、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議をいただきまして、ご承認く ださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小森幸雄君) 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

〇16番(平塚英教君) 議案第3号ですけれども、専決処分で一般会計の補正ということ でございますが、今のご説明では、地方交付税のうち特別交付税の算入額が決まったというこ となので、繰入金の財政調整基金を減額補正をするということでありますが、歳出のほうで財 政調整基金を 5,800万円追加補正をしておりますけれども、おおむねこれはどのようなところに使う予定で補正をされているのか、お願いしたいと思います。

関連というか直接は関連しないんですけれども税の問題ですから、5月26日にJA那須南の総代会があったんです。そこで、10月から事務所の改編に伴う位置の問題がはっきりしたわけですけれども、そういう中で、那珂川町の谷田にJA那須南の本店をつくるというようなことが決まったわけですけれども、かねがね前から申し上げていますように、これは那須烏山市と那珂川町両町にまたがるわけでございますが、法人税が那珂川町に主たる事務所の位置が行ってしまうと、まるっきり向こうに行ってしまうんじゃないんですかというようなことを言っていたんですが、その辺はどんなふうになるのか。法人税並びに今後の固定資産税についてはどんなふうになるのか、ご答弁いただければ幸いでございます。

〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。

〇総務部長(大森 勝君) 最初に、財政調整基金関係の積立関係についてご説明を申し上げたいと思います。今回の補正関係等につきましては、特別交付税関係等については、予算額では4億円を計上いたしておりました。結果的には5億9,137万3,000円というふうに決定をされたことから、財政調整基金の繰入金関係については当初4億5,000万円計上してございました。補正等で最終的には1億3,250万4,000円を平成18年度繰越をするとういことで予算計上していたわけですけれども、今回、特別交付税が増額になったということから、取り崩し金額についてはゼロというふうにさせていただいております。その差については5,886万9,000円ということで、すべて財政調整基金のほうに積立の措置をさせていただいたというものでございます。この使途関係等につきましては、財政調整基金という制度から一般財源という取り扱いになりますので、使途等については制限がないというふうに考えております。

5月26日関係のJA那須南の総代会を踏まえてのご質問というふうに思います。法人税関係等につきましては、那須南関係においては支店とか支所、そういうものが当然、那須烏山市の中にも残るというふうに思っております。その従業員の数で配分がされる。株式等の関係についてもそういうふうになるわけでございます。

固定資産税関係等につきましては、那須烏山市にかかっている那須烏山市の土地等についてはすべて那須烏山市、建物がどういうふうになるかという問題だろうというふうに思います。 この建物等につきましては、那須烏山市にかかっている敷地にかかる建物の面積、あと那珂川町にかかる建物の面積、それで案分をして固定資産税を課税をするということになります。 以上です。

〇16番(平塚英教君) 了解。

○議長(小森幸雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小森幸雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(那須烏山市税条 例の一部を改正する条例について)

O議長(小森幸雄君) 日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

〇市長(大谷範雄君) ただいま上程となりました議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の那須鳥山市税条例の一部改正は、平成19年度税制改正に伴う、地方税法の一部を改

正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令で4月1日から施行されることになりましたことから、那須烏山市税条例の一部を改正する必要が生じました。しかしながら、議会を招集する暇がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、これを報告をして承認を求めるものでございます。

今回の主な改正内容は、固定資産税でバリアフリー改修促進税制の創設であります。65歳以上の者、要介護または要支援の認定を受けている者等が居住する住宅について、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、市に申告をした者に限り、住宅部分の固定資産税額を3分の1減額するものであります。

その他の改正につきましては、法人税法、地方税法等の一部改正に伴う改正で、特例期間の 延長や項ずれ、説明条文の削除等により所要の整備であります。

詳細につきましては、総務部長より補足説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) 命によりまして、議案第4号について補足説明を申し上げます。 那須烏山市税条例新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。後ろから2枚目になります。なお、この新旧対照表関係等につきましては、改正条文に本文としておりますので、 附則等の改正等につきましては本文に沿ってご説明をいたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

では、新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。第23条第1項の本文及び第5号の改正等につきましては、信託にかかる法人税法の改正に伴い、「法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの」が納税義務者となったことから、今回追加をいたしたものでございます。

同条第3項の改正は、社団、財団であっても、新たに「法人税課税信託の引受けを行うもの」は課税法人となったため、所要の改正を行うものでございます。この改正条文の適用につきましては、信託法の施行の日といたしてございます。この信託法の施行の時期等につきましては、法律で1年6カ月の間に定めるというふうになってございまして、これについては、まだ明確に回答はできないというのが実態でございます。

次に、第31条第2項の表第1号を改正いたしてございます。第23条第1項第5号で法人税法を引用いたしたために、昭和40年法律第34号の字句が必要でなくなったために削除いたしたものでございます。

次に2ページをお開きいただきたいと思います。第95条関係につきましては、たばこ税の

税率を1,000本当たり3,064円から3,298円に改めるものでございます。今回、改正いたしましたたばこ税については、既に平成18年の7月1日から、課税の特例として3,298円を課税徴収いたしておりまして、今回の税率の改正等によっては全く増減がないということになります。なお、施行期日等につきましては平成19年4月1日といたしました。

次に第131条第5項中令「第36条の2の4」を令「第36条の2の3」に改めましたの も、特別土地保有税の引用条文が繰り上げられたということから改めたものでございます。こ の特別土地保有税関係等につきましては、現在、当分の間、課税をしないということになって おりまして、全く影響がないというふうに思っております。

次に、附則改正等について引き続きご説明を申し上げますので、大変恐縮ですが本文の改正のほうを見ていただきたいと思います。条例の一部を改正する条例の1ページになります。附則10条の2第4項第2号中の改正についてですけれども、これについては条文から印刷から見ますとちょうど中間のところにあると思います。その中で、「第12条第23項」を「第12条22項」及び「第12条25項」を「第12条24項」に改めましたのは、地方税の施行令の適用条文が繰り上げられたために、適用条文について改正を行ったものでございます。

第6項の追加関係等につきましては、市長から提案理由の中でもご説明申し上げておりますが、バリアフリー関係の改修工事にかかる減額税制措置が新設されたために、今回、新たに条 文を追加いたしたものでございます。

これらの施行等につきましては、平成19年4月1日から施行されることとなります。この本文だけではちょっと理解ができないというふうに思いますので、運用、軽減状況等について概要を申し上げておきたいと思います。平成19年1月1日現在で、既に住んでいる住宅であること。また、65歳以上の者、要介護または要支援の認定を受けている者、または障害者が住んでいること。平成19年の4月1日から平成22年3月31日の3カ年の期間に廊下の改修、拡幅、階段の勾配緩和、浴室、トイレの改修等の工事を行い、その費用が30万円以上であるものというふうになっております。

そうしますと、当然、介護関係の助成というものもありますので、それらを差し引いた金額が30万円以上、一般個人が30万円以上持ち出したものが対象ということになります。軽減の年度等につきましては、単年度主義をとってございまして、固定資産税の3分の1の相当額ということになります。1年で固定資産税の3分の1ということになります。

減額申請書類等につきましては、1号から7号までに関係書類を定めておりまして、そのほかに、居住しているかどうかわかる住民票とか工事内容、金額がわかる書類、写真等を申請時点では添付をしていただくという取り扱いになってまいるというふうに思っております。

次に2ページをお開きいただきたいと思います。附則第11条の2の次に第11条の3を加

えました。これにつきましては、平成19年度から平成20年度における鉄軌道用地、鉄道用地ですね、価格の特例が新設されたものを受けまして、今回、追加いたしたものでございます。なお、この改正等につきましては、那須烏山市の鉄道関係等については影響がないというふうに思っております。

附則第16条の2関係につきましては、たばこ税の税率の特例を定めたものでございます。 2級品のたばこ税につきましては先ほどご説明いたしましたように、改正がされたということから、今回、改正を行うものでございます。なお、たばこにつきましては2級品と3級品というたばこがございまして、今回、2級品については税率を上げた。3級品等につきましてはすべて据え置きをされたというのも1つの特徴ではないかというふうに思います。この3級品のたばこ、銘柄をちょっと申し上げてみますと、しんせいとかバット、いこい関係等につきましては1,000本当たり1,546円の課税、据え置きということになります。

次に、附則第17条の2第3項租税特別措置法の改正に伴う項ずれの改正。附則第19条の 2第1項引用法律が証券取引法から金融証券取引法に改正されたことに伴う改正をそれぞれ行ったものでございます。

附則第19条の3につきましては、上場株式等にかかる譲渡所得の低減税率の特例適用期間を1年延長されたことから、平成20年度から平成21年度に改めたものでございます。

附則第20条第7項につきましては、ベンチャー企業の育成を支援するための株式譲渡益の 優遇税制が設けられておりまして、平成19年3月31日から平成21年3月31日までの2 年間延長措置をさせていただいたものでございます。

附則第20条の4、附則第20条の5関係等につきましては、日仏租税条約の規定に基づき、日本居住者がフランスの社会保険制度により保険料を支払った場合、保険料控除が認められることとなったため、その整備を行うものでございます。施行期日等につきましては平成19年4月1日でございます。これは対象者がどういうふうにいるかという調査の報告によりますと、全国では400人いるというふうに言われております。本県、栃木県の該当者はゼロという報告がされております。

附則の施行期日関係等につきましては、条文の中でご説明をいたしておりますので省略をさせていただきます。

なお、今回、これらの改正等につきましては、バリアフリーを除く条項の改正等を見てみま すと、予算に影響する金額等につきましてはプラスマイナスゼロというふうに考えております。 以上です。

○議長(小森幸雄君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 16番平塚英教君。

〇16番(平塚英教君) 議案第4号の専決処分の承認を求める件についてでありますけれ ども、市税条例の一部を改正するということでございまして、これは本年3月23日に国会で 決まった地方税法の改正に伴うというものでございますが、バリアフリーの改修等で、これは 翌年の固定資産税3分の1減額ということですよね。こういうような改正もあるんですけれど も、一方で今、問題になっておりまして、直接この改正にはかかわっておりませんけれども、 所得税の定率減税の廃止と老齢者の非課税措置の廃止ということで、これが経過措置の中にあ る。加えて、三位一体の中で今まで所得税措置で10%で地方税5%だったものが、今回逆転 しているんですよね。6月1日から住民税が、国税と住民税が10%、5%が相殺されていま すので、本来は変わらないというふうになっているわけなんだけれども、実際は先ほど申し上 げましたように、定率減税の全廃並びに老齢者非課税措置の撤廃という経過措置の中で、負担 が大幅に増えるわけですよね。その辺が住民によく理解されないまま、負担感だけが大幅に強 まるというふうに私は思っているんですけれども、6月1日以降、この定率減税の全廃並びに 住民税の老齢者非課税措置の廃止、この経過措置と並びに三位一体の住民税と国税の負担の 10%、5%を変えるという中で、昨年と比較をして、住民の皆さんにはどのぐらい負担が増 えるのか。試算した数字があればお示しをいただきたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) バリアフリー関係等につきましては、平塚議員のお話のとおりで翌年度ということになります。

定率減税関係等につきましては、一般的に報道等を見てみますと、所得税と市民税関係等でプラスマイナスゼロですよということで報道等はされているというふうに思っております。しかし、平塚議員がご指摘のように、今年度、定率減税、非課税措置の廃止に伴いまして、プラスマイナスゼロというよりも負担増になったという負担の重さを感じている市民が多くいるように個人的には思っております。

これらにつきましては、申告時期等についても、一人一人の方にパンフレット等をお配りしまして、こういうふうになりますというようなことで、できる限りのPRを図ってきたつもりでございます。金額等につきましては所得に応じて相当違ってくると思いますけれども、定率減税で増になったという金額等につきましては、総体的には那須烏山市の例で申し上げますと5,000万円の増になったということで報告を受けております。

以上です。

○議長(小森幸雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第4号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番(平塚英教君) 議案第4号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、那須烏山市条例の一部を改正する条例でございまして、これは先ほど申し上げましたように、本年3月23日に成立をしました地方税法の改正に伴うものでございます。改正の中身につきましては、バリアフリー化に伴う翌年の固定資産税の減免も含まれておりますけれども、附則第19条の3中、平成20年度を平成21年度に改めるというような文言が加わっておりますが、これは上場株式等の配当譲渡益課税に対する優遇措置の延長ということでございまして、本来これは2003年から20%のところを10%に軽減されてきたものでございますが、これが期限が来まして本当は廃止されるものでありました。ところが、経団連などの強い働きかけがありまして、与党税調が1年間延長ということを決めたものでございます。つまり、我々庶民には、定率減税の廃止また老齢者非課税措置の廃止ということで増税を負担させながら、財界から圧力がかかると上場等の配当譲渡益は1年延長ということで、まさに大企業優遇、庶民に増税という逆立ちした税制だというものも含まれているということで、反対を申し上げます。

○議長(小森幸雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(小森幸雄君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小森幸雄君) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君 の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(小森幸雄君) 起立多数。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。 休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長(小森幸雄君) 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第8 発議第1号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について

○議長(小森幸雄君) 日程第8 発議第1号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について を議題といたします。

本件につきましては、平成18年5月の臨時会において4名の方を農業委員会委員に推薦をいたしましたが、推薦員の小川美智子さんが病気療養のため平成19年3月31日付けで辞職をいたしましたので、改めて市長から1名の委員の推薦依頼がありました。つきましては、次の方を推薦するものであります。氏名、小池ハツイ。住所、那須烏山市福岡691番地13。 生年月日昭和25年12月31日。

お諮りいたします。那須烏山市農業委員会委員には、小池ハツイ氏を推薦することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、小池ハツイ氏が農業委員に決定いたしました。

お諮りいたします。日程第9 議案第5号、日程第10 議案第8号を一括して議題といた したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

- ◎日程第 9 議案第5号 那須烏山市定住促進条例の制定について
- ◎日程第10 議案第8号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部 改正について

○議長(小森幸雄君) したがって、議案第5号 那須烏山市定住促進条例の制定について、 議案第8号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正についての2議案を一 括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇]

〇市長(大谷範雄君) ただいま一括上程となりました議案第5号及び議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市定住促進条例は、新たに市民となった住宅取得者に対して奨励金の支給を行うことにより、市外からの転入を促進するとともに、企業誘致にかかわる優遇制度との連携によって定住人口の増加を図り、市の活性化に寄与することを目的として制定をするものであります。

また、誘致企業が市内に建設をする従業員住宅につきましても、定住人口の増加に寄与するものと判断されますことから、市定住促進条例と同様負担軽減を図るため、那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部を改正して優遇措置の対象とすることといたしております。

定住促進条例の概要でございますが、奨励金の額は土地及び家屋の固定資産税相当額とし、新たに固定資産税を課すこととなった年度から3年間といたしております。この条例の施行は事前の周知期間が必要となりますことから、平成20年1月2日とし、平成21年度の固定資産税課税分から適用することといたしております。なお、本制度の適用につきましては総合計画の計画期間であります10年間限りといたしております。

詳細につきましては総務部長及び経済環境部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 〇議長(小森幸雄君)次に、担当部長の説明を求めます。総務部長大森 勝君。
- ○総務部長(大森 勝君) 命によりまして、議案第5号 那須鳥山市定住促進条例について運用面を踏まえてご説明を申し上げます。

2枚目をお開きいただきたいと思います。第1条の目的関係等につきましては、既に市長からご説明があったとおりでございまして、転入によって新たに市民となった住宅取得者に対し 奨励金を交付することによって、他市町村からの転入の促進を図り市の活性化に寄与すること を目的として、本条例を制定いたすものでございます。

第2条につきましては、この条例において繰り返し用いる用語の意味について明確にいたしたものでございます。第1号の転入につきましては、1年以上他の市区町村等に住所を有していた者が、定住の意思を持って平成20年1月2日以降に本市に転入届をすることといたしております。これは短期間の住所移転者については本制度の奨励金を受けられないことといたしたものでございます。また、この条文中で市区町村等という用語を用いてございます。これらにつきましては、海外からの転入者も対象とするということから拡大をいたしたものでござい

ます。

第2号の住宅取得等につきましては、自分の居住の用に寄与する住宅、分譲マンションの取得といたしたものでございます。なお、この条文の中で相続贈与等を除外をいたしてございます。これらにつきましては、一般的に取得に要する経費が低廉、安いことに配慮いたしたために、今回除外をさせていただいております。

第3条につきましては、優遇措置を定めたものでございまして、新たに市民となろうとする者が転入前に住宅を取得し、当該住宅に固定資産税が課される年度から起算して3年までに転入した者。3年という限定を加えてございます。あと、新規の転入者が転入から5年以内に住宅を取得した場合を対象といたしてございます。転入から5年というふうに期限を定めた1つの理由といたしましては、土地の選定、取得費用の準備等住宅取得にかかる準備期間に配慮いたしたこと。また、5年以上経過した場合については、生活実態等から判断しますと従前の市民との区別がつきにくくなること等から、今回5年という年限を設定をさせていただきました。

第2項の奨励金の額につきましては、住宅及び敷地となる土地の固定資産税相当額といたしてございます。前納報奨金、税金を前納した場合については報奨金の額は控除をさせていただくということにしてございます。

併用住宅の取扱等につきましては、併用住宅と居住部分に相当する面積を按分をして算出をするということになってございまして、100円未満の端数が出たときは切り捨てるというふうにいたしたものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。第3項関係では交付金の交付時期を新たに固 定資産税を課すこととなった年度から3年間といたしたものでございます。なお、現在、土地 等の分譲を行っているところが何カ所かございます。そういうことから、土地等の売れ行きが 心配されるということも当然懸念材料でございまして、今回の取扱等につきましては、施行日 であります平成20年1月2日以前に土地等について取得している場合についても、新たに家 屋として課税される年度とあわせて3年間免除をするという措置をとらさせていただきたいと いうふうに思います。

第4条では、優遇措置を受けようとするときは、定住促進奨励交付申請書を市長に申請をしていただくということを基本にしてございまして、添付書類関係等につきましては、規則において住民票の謄本、土地家屋登記簿謄本、登記簿事項証明書、定住誓約書等を提出をしていただくというふうに考えております。

次に第5条関係につきましては、奨励金の支給の認定にあたっては1号から4号までを絶対 条件としております。第1号関係では、過去に奨励金の支給の認定を受けたことのある者でな いこと。第2号では、認定を受けたことのある者と同一世帯に属していた者でないこと。第3号では、中古住宅の支給の奨励金を受けたことのある住宅でないこと。第4号では、地方税、保育料、水道料等の滞納がないことを認定条件といたしたものでございます。すなわち公共料金の滞納のないことを前提に、同一人、同一世帯に属する者に対する支給は1回限り。中古住宅の取得にかかる支給の認定についても、1の家屋に対して1回限りといたしたものでございます。

第6条関係等につきましては、奨励金の交付を受けようとするときは、対象となる固定資産税を納付した後、固定資産税の納税証明書等の関係書類を添えて定住促進奨励金交付請求書を提出いただくことといたしております。

第7条関係につきましては、奨励金の交付決定でございまして、市長は、認定時に審査した 支給要件を確認し、適当と認めたときは奨励金の交付を決定し、定住奨励金交付決定通知書に より通知することとし、交付時期等につきましては現在、1月とか3月という案があるわけで ございますけれども、やはり税等の納入、使用料等の納入の確認ということも必要になってま いりますので、現時点では年度末の支給というふうな取扱をさせていただきたいというふうに も思っております。

次に、第8条につきましては、偽りその他の不正により認定交付の交付を受けた場合は取り 消しを行うこととし、第9条関係につきましては、条例の施行に関し必要な事項を施行規則で 定めることといたしたものでございます。

附則第2項関係等につきましては、平成29年12月31日までの期限つき条例としてございます。附則第3項の失効の平成29年12月31日に効力を失うこととなっておりますが、同日までに住居の取得をしている場合、土地の取得をしている場合等については、翌年度以降引き続き3年間、制度の適用を受けることができるということで、附則で運用を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上で補足説明とさせていただきます。

- 〇議長(小森幸雄君) 経済環境部長佐藤和夫君。
- **〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 命によりまして、議案第8号の詳細説明をさせていただきます。

今回の那須烏山市定住促進に関する条例の上程に伴いまして、関連して企業誘致等に対する 社宅、社員寮等の優遇措置として条例の一部改正を上程させていただくものでございまして、 1ページをお開きいただきたいと思います。

那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部を改正する条例をごらんいただきたい と思います。この内容につきまして要点のみを説明させていただきますので、用語等の改正は 省略させていただきたいと思います。

まず、本文の第3行目、第2条第3号中となっておりますが、この第2条はこの条例の定義でございまして、その2行下の(4)を追加をさせていただいております。これは従業員住宅と申しまして、従業員及びその家族が居住することを目的とした社宅、社員寮、その他の居住施設で当該従業員を使用する事業を行う者が所有するものをいうということでございます。

次の第3条は優遇措置でございまして、第3条第1項ではその2行下の後のところから、または従業員住宅を新たに設置し、増設し、もしくは取得する法人その他の団体が対象になるわけでございまして、その5行下の第3項は、従業員住宅設置奨励金は新たに設置し、増設し、または取得する従業員社宅及び当該従業員住宅の敷地となる土地にかかる固定資産税の額に基づき算定するものとし、その交付額、交付期間及び交付期間内に交付する限度額は、後に別表が出てきますので別表で説明を申し上げたいと思います。

次のページをごらんになっていただきまして、中段ちょっと上でございますが、第6条の2 従業員住宅設置奨励金の支給の認定申請でございます。その行の中ほどから従業員住宅設置奨 励金にかかる優遇措置を受けようとするときは、市長に申請しなければならないということで、 下の2項、市長は前条の規定により、申請があったとき、審査し、次の各号のいずれかに該当 すると認めたときは、従業員住宅設置奨励金の交付を認定するというふうになっております。

次の(1)では、2行目の最後に、過去に従業員住宅設置奨励金の交付の認定を受けたことのある従業員住宅でないこと。1回受けたものについては除くということでございます。

(2) は、市税及び使用料、その他の税外収入と滞納がないということでございます。

次の第6条の3につきましては、従業員住宅設置奨励金の交付申請でございますので、これ は内容を省略させていただきまして、下から2行目、これは2項は交付決定でございます。市 長は前項の規定により申請があったとき、これらを審査して、適当と認めるときは従業員住宅 設置奨励金の交付を決定する。

次のページに入りまして、決定するとともに住宅設置奨励金を交付するものとするということでございます。第7条は認定及び交付決定の取り消しでございまして、5行目に2項3行目の中ほどから、市長は交付の決定を取り消すことができる。下の(1)、(2)に該当した場合には交付を取り消すことができるということでございます。(1)は、不正の手段によりまして支給の認定を受けたとき。(2)は市長が適当でないと認めたとき。これらが取り消しの該当になるということでございます。

次の第8条は、奨励金の返還でございますので、不正な理由によりまして交付を受けたとき の奨励金の返還でございますので、中身は省略をさせていただきたいと思います。

次の第9条、これらはそれらの報告調査でございますので、内容を省略させていただきます。

また、第10条につきましても休止及び継承のことで言っているわけでございますので、内容につきましては省略をさせていただきたいと思います。

また、次の表でございますが、表について説明をいたしたいと思います。従業員住宅設置奨励金でございまして、これは次の四角は交付額を言っているわけでございまして、2行目の後のほうから対象固定資産税に相当する額ということでございまして、固定資産税を納めた額ということでございます。

次の枠は一番下、期間を申しまして3年間でございます。

それから次の枠は、なしと書いてありますが、これは限度額がないということでございまして、税金を納めた額をそのまま交付するということでございます。

次の最後のページに移っていただきまして、備考の欄 2 項で従業員住宅設置奨励金の交付額 に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるということでございまして、企業立地 奨励金は 1 , 0 0 0 円でございましたが、従業員住宅は 1 0 0 円ということです。

附則でこの条例は交付の日から施行するということでございます。

以上でございます。

○議長(小森幸雄君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番佐藤昇市君。

○7番(佐藤昇市君) 議案第5号 那須烏山市定住促進条例の制定について市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。2点ほどお聞かせいただきたいと思います。定住促進、市の活性化を図るということで大変いいことであり、反対することでもないんですが、この条例、よく考えてみると、市民全体の世帯がみんな固定資産税を払っているということで、企業誘致は一定のものだけでありますが、この条例というのはだれもが値するものですね、今、住んでいる人もね。

そういう観点からすると、今回、平成20年1月2日からこの那須烏山市に入るということでございますので、住民の平等性について、今まで住んでいた人はどうなのか。そういう観点から1点、優遇措置はそれでもいいのかなと。市長の考えはどうなのかなということで1点お聞かせ願いたいと思います。

第2点、転入者に定住の促進を図るのが目的でありますから、それよりも転出者はどうなのか。そういう点も考えながら、これはやはりセットで物事を考えるべきなのかなと私は思っています。その中で、どのくらいの定住をこの条例をつくりながら見込んでいるのか。考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

最後に言いますが、定住はあめではなくて、住みやすい市施策で人を呼ぶんだ。私はその観

点が一番大事だと思いますので、最後にその3点、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 今のご質問が3件にわたっておりますが、順序に従ってお答えをいたしますが、この定住促進の基本的な考え方は、新たな若い世代をこの他市町村あるいは区から呼び込むというのが基本的な考え方にあります。もちろん今、いらっしゃる方も何らかの理由で表に出て、さらにこの規定に合う何年後かに戻ってくるという場合は当然対象になるわけでございまして、そういった意味で、新たな定住者をこれに求めるというような基本的な考えを持っておりますので、この財政の優遇策につきましては平等性ということでどうなのかというご質問がございましたけれども、やはり今いらっしゃる方につきましては3つ目の項目になりますけれども、さらに住みやすい施策を講じて、さらに流出をなくするというような観点に立って進めていきたいと考えております。あくまでも定住促進につきましては、基本的に市外者から定住を呼び込むという策であることをご理解いただきたいと思います。

転出者にも言及されましたけれども、実は過日の新聞でも5月の人口動向が掲載されて、80名近い人口減が現実になっておりますけれども、大変例月よりも多い減少なものですから、その内容を調べてみますと、物故する方が40人いらっしゃいまして、出生者が半分の20人。自然減は20人であります。その中で一番多いのが転出者が139人おります。逆に転入者が70人も入ってきている事実がございます。しかし、転出者が上回っているというようなことから、結果的に80人相当が出ていっているといった実態でございます。その実態を見てみると、ほとんどが学生でこちらから出ていっている実態のようでございます。

したがって、やはりほかの人口規模からいたしますと、東京都あたりを中心にこちらから転出していく子供が大変多いというような実態があると思いますけれども、大変教育に熱心だというような土地柄だということもわかるんですけれども、実はそういったところをまたUターンをして戻ってくる市政というものは今ご指摘のとおりだと思います。

やはり人口をふやすというようなことは、ただ、こういった経済的なお金を優遇策に講じることも1つでございますが、その背景にはやはり生活のインフラの向上を図る。もちろん今、道路整備も着手しましたけれども、あるいは教育、福祉の向上を図る。医療制度の見直しを図って、さらに少子化に対応する。こういった施策が当然重要でございますから、それを並行してそのような独自の政策を打ち込むべきだろうと考えております。ひとつご理解いただきたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) 見込み数等につきましては、平成19年度の課税状況から見て みますと、約30件ぐらいの転入者が新築住宅を建てているというような状況があらわれてお ります。そうしますと、今回の優遇税制措置をいたしますと、長期計画等から考えてみますと 50件ぐらいのものが建てられないと3万人の人口が確保できないということもございまして、 50戸ぐらいを目標に進めていきたいと考えております。

- 〇議長(小森幸雄君) 17番中山五男君。
- **〇17番(中山五男君)** 今の部長の答弁がありましたから、少し私の質問の内容が変わってまいります。定住促進条例につきましては、ただいまの佐藤議員の質問に対する答弁でおよそわかりました。

その次に、企業の誘致及び立地に関する条例、これは昨年9月の定例会でもって制定したわけでありますが、この条例制定の効果はこれまでにどのぐらいあったのか。これを1点お伺いしたいと思います。

もう1点、市独自にこういった税の減免規定を設けますと、総務省の考えとして、その市は 財政が豊かだからこうして税金を減免するんだとして、地方交付税をその分差し引かれるとい うようなことも聞いたことがあるんですが、現にそういうようなことがあるのかどうか。この ことについてもお伺いをいたします。

以上です。

- 〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。
- ○市長(大谷範雄君) 後段部分につきましては私のほうからお答えをいたします。地方交付税と補助金、負担金等に影響があるやなしやというご質問だと思います。結論から申し上げますと、私はないと思います。今、総務省で国が進めております頑張る自治体応援プログラムというものにも積極的に参加をしていきたい。その1つの指標には、やはり人口増策といったところが明確に盛り込まれているからであります。したがいまして、独自の人口増対策をやることによって、むしろ私は交付税措置はさらにいいメリットを生むと考えております。
- 〇議長(小森幸雄君) 経済環境部長佐藤和夫君。
- **〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 条例制定の効果について申し上げたいと思います。まず、平成18年度の条例制定後、新設された企業が2社、増設された企業が2社で申請されておりまして認定をしております。面積につきまして若干申し上げますと、4社で3万7,000平米、建築面積が2,628平米でございます。なお、間もなく、期間的にはちょっとわかりませんが、申請されてくるのではないかと思っているのが増設が2件、新設が3件を予定している状況です。

以上です。

- **〇17番(中山五男君)** 了解しました。
- 〇議長(小森幸雄君) 3番久保居光一郎君。

○3番(久保居光一郎君) 今、経済環境部長のほうから新設実績の部分でご説明がございました。企業誘致に関しての優遇措置、これは私の不勉強かどうかわかりませんけれども、当初は誘致企業に対する優遇措置ということだったのではないのかなというふうに思います。それがだんだん既存の企業の増設についても優遇措置を講じるということですよね。ということは新しく入ってきたところだけじゃなくて、既存の企業にもという部分で優遇措置が今図られているわけであります。

そうすると、今回のこの部分も、先ほど佐藤議員のほうからもご指摘がございました。転入者だけ、その転入の定義といいますか、1年以上他の市区町村等の区域内に住所を有する者というのが転入者になるのかと思うんですが、そうすると、例えばこのまちに住んでいて、長男がほかから嫁をもらうので、今なかなか親と同居するという若い人もいないと思いますので、自分の家の敷地内において、また市内のどこかに土地を求めて家を建てるというようなことも当然あろうかと思うんですよね。そのときの不公平感というか、それが住民の間から起きてきはしないかなというような危惧をするところであります。

すなわち企業誘致と同じように、新しく入ってきた人だけじゃなくて、既存の、今回のこの 条例で言えば、住んでいる人にも同じ嫁をもらって別なところに土地を買って建てるんだから、 何でそれにはないんだよ。だったら、ほかに行っちゃおうかなと逆に言われかねない場合もあ るんじゃないかなという危惧を若干いたしますので、その辺についてどうお考えになっている かお聞きしたいと思います。

それから、優遇措置の第3条の2行目のところに予算の範囲内においてというふうに書いて ありますが、この予算というのはどのくらいなのか、お聞かせいただければと思います。よろ しくお願いいたします。

- 〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。
- ○総務部長(大森 勝君) 予算の範囲内という言葉を使っております。通常補助金等を行う場合については予算の範囲内という条例上、規則等の設置をしているのが通例でございまして、最終的には税相当額というふうに言ってございますので、これらについては当初予算で不足した場合については補正予算でも対応したいと思っております。

以上です。

- **〇議長(小森幸雄君)** 経済環境部長佐藤和夫君。
- **〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 昨年6月に企業誘致の条例を制定させていただきまして、 そのままの形で現在も運用しているわけでございますが、その中で増設を認めるのがどうかな という意見でございましたが、先ほどちょっと……。
- **〇3番(久保居光一郎君)** そうじゃなくて増設でやっているわけだから、住宅取得の部分

についても、地元の人が今まで既存で住んでいる人がそういうことになった場合はどうなるか。 条例そのものについては私はおおむねよろしいんじゃないかなとは思っていますから、ただそ ういう不満が出てくるんじゃないのかなという。

〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) 不公平というようなご指摘を受けました。考え方によってはそういうこともやはり職員の中からもそういうご意見を伺っておりました。しかし、那須烏山市の今回の条例等につきましては、すべて新しい人ということで着目をしているという条例の制定からして、そういう運用をさせていただいたわけですけれども、1つの理由といたしましては、財政的にどのくらい金がかかるだろうというのが1つの大きな問題でありました。当初案等については全市民を対象にしたらどうだろうということも1つの案としては考えさせていただきました。しかし、財政的なものから見て3カ年の補助ということになりますので、財政が非常に厳しいということもございまして、そういう不公平があるということも頭に置きながら、今回新しく転入をされる方ということで限定をさせていただきました。答弁にならないかもしれませんけれども、ご理解をいただければというふうに思います。

〇議長(小森幸雄君) 3番久保居光一郎君。

○3番(久保居光一郎君) 例えば大学に通ってここから住民票を持っていっちゃった。また今度こっちへ帰ってきて新しいお嫁さんをもらって住むんだという方と、地元で通ってやっている人と、そういう部分でせっかくいい条例をつくっても、そういう形で不公平感みたいのような市民の不満が出てきちゃうとどうなのかなという部分なんですよ、私が危惧しているのは。いいです。答弁はいいです。いただけるのでしたら。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 総務部長も先ほど申し上げましたように、この件は内部でも大変激論をいたした経過があります。身の丈に合った定住促進をやろうじゃないかということに最終的になったこともご理解いただきたいと思います。私は何と言っても3万人を死守をしたい。そういったことにいたしまして、いろいろな人口増対策については、でき得る実行計画はやっていこうというスタンスで始まった一環であります。

したがいまして、このままでいきますと、先ほども5月の人口の動態を申し上げましたけれども、10年後には2万7,500人になってしまうんだ。あくまでも今の自然増は限界があるということでございます。したがいまして、市外からどうしても呼び込む。それで1人でも2人でもというカウントをしていくといった策を講じたい。それが理念でございますので、不公平感もちょっと、それは私も一抹の不安はありますが、説明をしっかりさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 16番平塚英教君。

○16番(平塚英教君) 同じような質問になってしまうかと思うんですけど、現在、3万700人が10年後には2万7,500人というような推計なんですよね。先ほど市長のほうでも説明されましたように、結局そのために定住促進を図るということで、外部から人を呼ぶというようなお話なんですけれども、どう考えても若い世代の人が労働条件とかいろいろな問題があって、都市部に近いほうにアパートを借りて住むというようなケースが多くて人口が減っているというのが実情じゃないかなと私は思っているんですよね。

したがいまして、やはりほかから受け入れるということもすごく大事ですけれども、やはり 那須烏山市から若い世代の人たちがほかに流出しないという対策が求められると思うんです。 もっとうがった見方で言いますと、このままこの条例をつくってしまいますと、この奨励金が 欲しいがために若い世代の人がほかに何年か住んで、そして帰ってくれば奨励金がもらえる。 ここに住んでいるうちには奨励金はもらえない。こういうことになってしまうんじゃないです かね。

そういう意味では、さっき何人かの議員もおっしゃられましたように、やはり新しいうちをつくったときには奨励金を出すという方式のほうが公平感はあるし、若い世代の人はここに住もうという気になるんじゃないかなと。恐らく栃木県内でも同じような条例をつくっているんですが、ほかとあまり変わらないのでは那須烏山市に住む意味はないですよね。ほかよりも進んだことをやって、じゃあ那須烏山市に住もうという気にさせるんじゃないでしょうか。年間に新築戸数というのは何軒ぐらいあるんですか。いわゆる転入するだけじゃなくて、ここに居住されている方が新しくうちをつくるという場合は、1年に何戸ぐらいあるのかなと。

さっきほかから転入して新築される方は40件と、したがって50件ぐらいを見積もっているという考え方ですけれども、それが150件ぐらい、ここに住んでいる方も同じ奨励金をもらえるということであれば、ここに住んでみようというだけじゃなくて、やっと景気が上向いてきましたけれども、景気低迷で本当に困っていた市内の建築業者、そういう方々もこういう市民、若い世代の人もOBの方でも結構ですけれども、新しくうちをつくった場合にはそういう奨励金をもらえるんだということで、住宅供給のセールスなんかにも非常に有効に働くんじゃないですかね。そういうことが総合されて初めて人口3万人を食いとめるということになるんじゃないですか。単に新しい人をほかから呼ぶということでは、私は絶対3万人は確保できないというふうに思うんですが、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) 新築家屋等について先にお答えを申し上げたいと思います。平成19年の課税関係を例に申し上げたいと思います。家屋そのものの課税評価は年間200件

程度毎年ございます。そのほか特に住居系の家屋の戸数については、平成19年度におきましては119戸が家屋として評価をさせていただいております。そのうち新規の転入関係については先ほど申し上げましたように30件と思っております。その残りの89件等につきましては既存の住んでいる方が新しく住居を建てたということになるわけでございます。

以上です。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

〇市長(大谷範雄君) 数字的には今、総務部長が実態を報告をさせていただきましたけれども、あくまでも企業誘致とこの定住促進については関連づけて考えておりまして、一括上程をしたのもそこにあるわけでございますが、今ご指摘のように、若い世代、若い個人が流出をしないということも大きな人口の歯どめ策になることは承知をいたしております。

じゃあ、なぜこの市外に出ていくのかということは、これは残念ながらうちの職員でもそういった傾向はあります。ほかの市町村から通っているという。これはやめろといいますか、何とか戻ってきてくれということを今指導しているわけでありますが、そのような実態を踏まえると、住民票が向こうに行っちゃって1年以上住んでいれば当然その対象になるということは先ほど来お話をしているとおりでございます。そういった呼び戻し策も1つここには盛り込まれているというふうにご理解いただきたい。

それと、どうしてもやはり雇用でございます、ここに住みつかないというのは。やはり先ほども新規企業、今2社、増設も2社、今後2社、大型が今度予想されますが、それが1社入っておりますけれども、そういったところで雇用対策には企業誘致は間違いなくトップセールスによって地元の若い人たちが雇用をしていただけます。

そのようなことから、企業誘致と絡ませる定住人口対策は必要だろうというようなことから、 新築はすべてオーケーだということも一案にあったわけでございますけれども、やはり先ほど 申し上げましたとおり、今の那須烏山市の財政規模に合った、身の丈に合った定住促進にしよ うじゃないかというようなところに最終的には結論がいったわけでございますので、そのとこ ろをぜひご理解いただきたいと思います。繰り返しの答弁になります。

〇議長(小森幸雄君) 16番平塚英教君。

〇16番(平塚英教君) 県内のそれぞれの自治体のこのような条例関係の質問をしたんですが、それは答弁がなかったので、この件に関しましてはこういう条例が提案されると思いませんでしたが、一般質問で定住促進のやつを出したらいきなり条例が出てきたので驚いたんですが、私はこれを否定しているわけじゃないですよ。いわゆる企業誘致と絡めてという市長の主張は理解できます。しかし、4号線沿いと言ったら悪いんですかね。要するに都市部に若い人たちが働きにいっているというのも事実です、大幅にいますよね。今度の総合計画の中身も

テクノポリスとか工業立地のあるところに若い世代の人に働いてもらうんだというのが、人口 増の企業誘致とかそれと絡めてというのもありますが、見てくださいよ、計画に、そう書いて ありますから。

企業のあるところに勤めてもらうんだ、そして人口を増やすんだというのが主たる計画でしょう。だったら居住するのはここに居住してもらわなくちゃおかしいんじゃないですか。ここで何のメリットもないのでは、都市部のアパートに住んだほうがいいですよ。都市部の会社に近いところにうちをつくったほうがいいでしょう。それをとめるのが総合計画なんじゃないんですか。

そういうことで、3万人を10年後にやるんだというのに責任を持ってもらいたいんですよ。私らもこの条例に反対じゃないですよ。だけど、このまま通して3万人達成できなかったときの責任はどうするんですか。今度の年金問題じゃないけど、責任をどうするのかということも必ず問われますので、その辺やはりきょうここで決めてしまうわけではないので、2つの委員会でよく聞いて検討されると思うんですが、つくるんだったらなるべくいい条例にして、ほかの市と区別がついて那須烏山市は一歩先に行っている。田舎だけどなかなか頑張っているというふうにしたほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけど、市長のお考えを伺いたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

〇市長(大谷範雄君) この概要等につきましては、既に全議員さんに全員協議会にもかわる説明書をお出ししておりますので、一般質問等も受けるということは承知をいたしておりましたけれども、まずは先のことで、きょう上程をさせていただいたということはご理解いただきたい。

その中で、流出策か新たな世代を受け入れるかといった論議でございますけれども、当然流 出策も大事だというふうに思っておりまして、先ほど佐藤議員にもお話しいたしましたように、 これはやはりその背景にはどういった事情があるか。なぜ4号線沿いに、あるいは本線沿いに 人口がふえているかというような背景を考えれば、利便性が非常にいい。便利だ、そして県都 宇都宮にもすぐ電車で行ける。そういったところが背景になっていると私は思います。

したがって、そういったところと私どものまちは隣接にあるわけですから、今度のホンダ開発のテストコースにしても、お互いが隣接に企業誘致をすることになりました。残念ながら、なってしまいました。そういったところを呼び込むために、やはりこちらで住んでもらって企業に通ってもらうというようなことも人口増対策では大変大事ではないでしょうか。

また、それにこの地の利を生かして、JR鳥山線もあるわけですから、JR鳥山線の利用向上にもいろいろと努めておりますけれども、やはりどうしても鳥山線などもまだまだ利便性か

ら言うと、どうしても宝積寺まで車で行ってそれからだといったことが実態にありますから、 そういった直接乗り入れをふやすような要望も強くやっているわけでございますけれども、そ ういった活動も入れながら、もう少し地の利を生かした定住を進めるべきだろう。この一環で ございます。

流出は先ほど申し上げたとおり、道路の整備も地域再生計画の中で認証をいただいたこともありますけれども、国県道の整備はやはり大事だと思います。さらに、そういったところから教育、福祉、医療の充実を図っていく。そういったことによって流出を防ぐ。こういったことがふさわしい策ではないかと思っております。

〇議長(小森幸雄君) 16番平塚英教君。

○16番(平塚英教君) なんだか矛盾するんだよね、その話。年間に120戸ぐらいというんですよね。そのうち転入が30戸というんですけれども、1件当たり10万円としても300万円ぐらいですかね。そうすると120戸ならば1,200万円ですよね。そんなに経済効果が、極端に市の予算が大変になるほどではないんじゃないかなと私は思うんですよね。

それよりはやはり、もちろん流入もしてもらう。しかし、若い世代の人もここに新しく住居地をつくってもらって、どこでも通ってもらう。そういうふうにしたほうがより相乗効果があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺、目標年間40戸と、既存の世帯も含めて、年間にやるところに課税する固定資産税の差額はどのくらいだというふうに考えておられるのか。もしそれが極端に違わないのであれば、4倍かそこらであれば、それは全世帯を対象にすべきじゃないかなと私は思うんですけれども。もう1回確認をとりたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。

〇総務部長(大森 勝君) お答え申し上げたいと思います。平成19年度の課税から割り 算をして、1戸当たりの金額を出したものがございますので、それについてご説明を申し上げます。固定資産税を減免をする前の1戸当たりの金額等につきましては、17万6,180円 になります。1個当たりの税額が17万6,180円で、当然120平米までにつきましては2分の1減額をされるということになりますので、その金額につきましては6万6,463円で、課税をしている金額については10万9,715円ということになります。

以上です。

〇議長(小森幸雄君) 休憩いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 0時12分

〇議長(**小森幸雄君**) 再開いたします。

まだまだ皆さんから質疑はありますか。 休憩いたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時12分

○議長(小森幸雄君) 休憩前に引き続き再開いたします。

1番松本勝栄君。

○1番(松本勝栄君) 第5号議案、第8号議案について午前中に引き続きやるわけですが、この議案についてはもう議論が百出しています。したがって、出されておりますものについて、基本的には若い世代を他の市町よりこの市に呼びたいということは非常に考え方としてはいいと思います。しかし、このように議論がいっぱい出ています中でなかなかまとまりがつかないと思いますので、まず、この案のメリット、デメリット、そういう比較検討事項がどのような項目があるのか。呼ぶことによって例えば固定資産税が減ってしまうとか、呼ぶことによって当然人口がふえるとかありますけれども、底上げを図るのが私は一番じゃないかと思っているんですよね。こういうあめで人をつるということではなくて、底上げが一番大事かなと。市長も言っておられるように、子育て支援にあたっては例えば那須南の小児科の医療を再開するとか、いろいろなことが言えると思います。

そういう意味で、定住なのか移住なのか両面を考えた検討した内容を常任委員会のほうに出されると思いますので、それは今、議員皆さんが言ったことも含めて入れていただいて、ぜひ常任委員会のほうに流していただきたいと思います。なかなかここでは決まらないと思いますものですから、それとなぜ10年間なのかということも含めて付託していただきたいと思います。

以上です。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 今のご質問の中身でございますが、最初にメリット、デメリットというご質問がございましたけれども、これは定住促進を進めるための条例の上程でございますので、本市にとってデメリットというのはあまり見当たらないのかなと思っております。強いて言うならば、奨励金として固定資産税相当分を奨励するわけでございますので、その収入に対して影響を受けるということはデメリットの部分に入るかどうかということですが、もちろん4年目からは新たに固定税がそのまま入るわけでございますので、1つの先行投資とも言える部分だろうと思っております。

条例制定でございますので、今後常任委員会等に付託をということでございますが、最終的

には議長が判断されることでございますので、柔軟な対応をすることといたしておりますので、 そのようなところも真摯に受けとめさせていただきたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 1番松本勝栄君。

〇1番(松本勝栄君) 検討できるような資料を常任委員会のほうにぜひ提出していただき たいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

〇市長(大谷範雄君) もう資料等については詳細なことで私どもの担当者が克明に説明を させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(小森幸雄君) 18番樋山隆四郎君。

○18番(樋山隆四郎君) 私は議案第8号に関しては何も問題ありません。しかし、第5号議案の定住促進ということでありますが、まず私が最初に考えることは日本全国東京とか大都市圏、名古屋、福岡というところに関しては人口増である、集中している。しかし、日本の大半の地域、中山間地、こういうところからは人口が流出してとまらない。これが大きな流れでありますが、市長はそれをとめようとして、こういう定住促進という条例をこのまちにつくるんだということでありますが、私は定住促進で固定資産税を減免するというような方法で新しく人が入ってくるとは決して思いません。

どういうことかというと、この条例自体は、他町から来るんですから他町の人は知らないんですよ。知っているのはこの町の人だけなんです。来て初めて、ああ、そういうのがあったのか。これはよかったというぐらいの話なんです。これを呼び水にしようと思っても、これはよほど新聞でも広告でも入れて他町に宣伝をしなければ、これは周知徹底ができません。たった3年間の固定資産税の減免で、それじゃあこの那須烏山市に住もうかという人がどれだけいるか。先ほどもありましたが、医者の問題、教育の問題、こういう問題を果たしてこの条例1つで乗り切れるのか。来るのかということがまず第1点。

それともう一つは、この条例を制定することによって、固定資産税がどのぐらい10年間に、 先ほど30棟と言いましたが、30軒の人あるいは50軒がもしこの地に10年間来たならば、 固定資産税はどのぐらい減免されるのか、金額で。30軒でもいいし50軒でもいい。その質 問。

それと、この条例は制定するときあるいはこれを終了するとき、時限立法でありますから 10年たって終わり。こういうときに、同じ団地にいる人で去年建てたために対象ではない。 あるいは10年後、11年目に建てたために対象にならなかった。この説明をどういうふうに するのか。この人たちにどういうふうな説明をすれば、納得してもらえるか。この3点についてお伺いいたします。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 3項目にわたりましてご質問をいただきました。最初の1点目の定住促進については、先ほども佐藤議員のご質問にお答えしたのと重複いたしますけれども、私は3万人死守を目的といたしまして、定住対策についてはいろいろ策を講じていきたい、また講じているとご認識をいただきたいと思います。その中で、これは1方策としての定住促進でございまして、3万人を確保するためにこの条例が100%効果があるというものではございません。1方策でございます。したがいまして、定住対策に対する、あるいはこれはあくまでも人口増、人口歯どめ策といった観点でございますから、それに対して那須烏山市ででき得る施策はやっていこうというような観点から、この条例制定の上程に至っております。そのことをご理解いただきたいと思います。

したがいまして、先ほど来申し上げておりますように、定住をしていただくためには安全で安心なまちが必要でございます。そのためにはおくれている道路整備は喫緊の課題であります。さらに教育、福祉、医療がどうしても定住者を、子供たちの教育にかける熱は今大変高いものがあります。したがいまして、教育、福祉、医療これはやはり欠かせない。そういったことも並行しながら、今、まちづくりをやらせていただいているということでございますので、あくまでも1万策、このようなご理解をいただきたいと思います。

10年間の時限立法でございます。そのときの状況はということでございますが、先ほども 部長から申し上げましたとおり、当面10年間の時限立法とさせていただいておりますが、これはやはり諸般の事情もいろいろ発生してきますので、これは10年後のあるいは執行部と議会においてまた継続されるのか。あるいはそれで打ち切るのか。やはりそれはその当時の諸般の事情によりまして決定されるものと考えておりますので、これが未来永劫10年で終わりだよといったものではないこともご理解いただきたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) 固定資産税関係等についてお答えを申し上げたいと思います。

先ほどもお答えを申した中に、1戸当たりということでお答えをした数字がございます。特に住宅の場合については、税法上で3年間120平米未満の宅地については2分の1減免ということになってございまして、それを除いて積算いたしますと、1戸当たりの平成19年度の平均で割ってみますと約10万9,715円ということで、1戸当たり約11万円の助成措置になるだろうというふうに思っております。

そのほかに、これについては現在家屋だけのお話でございまして、あと土地の減免も当然あるわけでございます。これらについては建てる場所等によっても評価額等が当然違ってまいりますので、それらについてはプラスになるということでご理解をいただきたいというふうに思

います。(「総額。50戸なら」の声あり)今、11万円ということで申し上げますと、550万円ということになります。それが最大ピークについてはそれの3倍ということになってまいるわけでございます。(「それプラスあと1戸1戸ない、そのときどう説明するのか」の声あり)市長がお答えしたと思うんですけれども。(「時限立法じゃなくて、高峰パークタウンみたいなところに来たときに、期間、なんでおれらがもらえないんだということの説明」の声あり)

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) では11年目の方はどうするんだというご質問だと思うんですね。 このことについては、時限立法でございますが、当然のこの場合でいくと切れるわけでござい ますが、当面の策でございますから、そのときの時期によりましてまた継続をするのか、この まま時限立法で終わらせるのか。10年後の執行部と議会で決めていただくことになるかと思 います。そういった柔軟性を持った対応をすべきだろうと思っています。(「そうじゃなくて、 住民におれらがどう説明するんだということです。去年建てた人はだめで、今年ならいいんだ。 そういうのを議会に通してくれっていうのはあんたらだろう」の声あり)

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 今、考えておりますのは、施行は来年の1月2日というふうに明確化しております。したがいまして、周知期間が必要だということでこれから半年間周知をしてまいります。したがいまして、ホームページも当然立ち上げますし、全国的にホームページを見ればわかるような仕組みもいたしますし、そういったチラシ配布等もやりながら、私のほうで全庁挙げてセールス活動もやっていきたいということから周知をしていきたいと思っています。

〇議長(小森幸雄君) 18番樋山隆四郎君。

〇18番(樋山隆四郎君) 1戸11万円、土地を入れて平均どのぐらいになるんだ。そうすると、今片方では、徴税委員を使って税収を上げようとしている。片方では新しく入ってくる人にこれだけのサービスをしよう。そして、今、市の財源というのは大きく見れば依存財源がこの新しい市で最下位だという状況にあって、入ってくる人にこれだけの優遇措置をするということが果たして妥当かどうなのか。それと、市民に理解を得られるのか。市長は3万人の人口を維持するんだと。この1つの施策のためにこれだけの優遇措置をとって果たしていいんだろうか。

むしろ入ってきたら固定資産税すべてをもらうんだ。これはどこのまちでもやっているわけでありますから、特にこの市だけがこれだけの施策を実行しなければならないというようなわけでは決してないと思います。企業の第8号議案に関しましてはこれは大賛成であります。し

かし、個人にまでこれを広げるということが公平性の問題から含めて果たしていいのかどうか。 市長は3万人維持という目標のために、この施策、狭義の目で見た施策だけを実行しようとしていますが、これは本来ならばそうじゃなくて、私は代案とするならば、一番早く集まるのは土地は100坪、ただであげますよ。こんな小さい差別ではなくて、建物を建てて10年間以上は住んでください。あるいは20年以上住んでください。大胆にやるんだったら、そのぐらいやらなくちゃだめです。それも100戸も200戸もというのではなくて、30戸あるいはそれぐらいを1つの区画にして、そして100坪、その周りには畑をつけてただでやりますから、勝手にうちを建ててくださいと。それで、各地区均等にそういうものを持ってくるのであれば、今、農地は荒れて大変なんです。半分は作つけをしていないんです。1年間で恐らく1反歩以上は買えると思います。

こういう大胆な施策をもってやらなければ定住人口はふえない。このぐらいのもので那須烏山市に魅力があるから、それじゃあここに住んでみましょうと、医療は不十分だ、学生だって宇都宮へはなかなか大変だ、いい学校にはね。そういういろいろな条件を撤廃しなければここに新規定住者が来ることは難しい。年間230人ぐらいが減っているわけでありますから、そうすると最低でも200人は1年間にここに呼んでこなければ歯どめがかからない。こういう計算になるわけであります。

ですから、10年後には2万7,000人という推計は出ていますが、これは私は正しい数字じゃないかと思います。市長はこれを3万人で維持するんだ。こういう施策ではちょっと小手先過ぎてこれは実らない。本当に実るのであれば、それぐらいの大胆な施策をとらなければ、新規定住者をふやすことはできないと考えますが、市長はどう考えるか。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 先ほど来申し上げて大変恐縮なのでございますが、私もこれが3万人を死守するための100%の策ではないと考えております。1方策であると考えていただきたいと思います。しかも、先ほど言われましたとおり、財政基盤が大変脆弱な当市でございますから、私はそもそも大きなお金をかけて呼び込むことは不可能だろうと思っております。したがいまして、那須烏山市の財政規模に合った、身の丈に合った定住対策であるべきだろうというような考え方のもとに、誘致企業関連と同様な固定税に着目いたしまして、その3カ年の優遇措置を考慮したといった経緯でございます。このことはぜひご理解いただきたいと思っております。

もちろん大胆なそのようなことも考えなくもないのでございますが、何と言っても大変財政 状況が厳しいことを考えますと、やはりこの辺が、本市の身の丈に合った策なのかと考えてお ります。あらゆるでき得る手だてをもってこの3万人確保に努めていきたいといった心境であ ります。

〇議長(小森幸雄君) 18番樋山隆四郎君。

○18番(樋山隆四郎君) 今、市長は身の丈に合ったこの施策であるというわけでありますが、私は逆提案でやるのならばもっと大きく財源負担をしてやってもいいんじゃないか。この身の丈に合ったこれぐらいのものがどのぐらい効果があるのかということでありますが、私はこの人口に関しましては、この程度の施策では呼び込むことは不可能ではないか。立場を異にしているわけであります。しかし、この身の丈に合ったものもむしろ今、この財政状況であるならば不つり合いなのではないのか。恐らく最盛期には1年間に何千万円という金が固定資産税として入ってくる分が入ってこないわけであります。3年間で150件、ダブるということになるとこれだけでもう大変です。建物だけですからね、建物と土地というと5,000万円から6,000万円、そういうのがずっと続いていくわけであります。7年間は続くわけであります。そして、11年目から少しずつ減って13年目でゼロになるわけであります。ですから、7年間、5、000万円から6,000万円の出費があると見ていいわけでありますが、この財源不足というのは大変な額になると私は思うのであります。

こういうものを考えれば、この個人の定住に対する条例に関しましては、むしろこれは議決しないほうがいいんじゃないか。来る人は来る、出る人は出る。これに任せたらどうなのか。無理してこの政策を実行することによって、さほど効果が上がらなかったといった場合には、財源を圧迫していくわけでありますから、ですから個人の定住促進に関しては私はこういう立場でありますが、市長はこの6,000万円あるいは7,000万円、8,000万円という金が7年間財源に入ってこないということに対して、どういう考えをお持ちか質問をいたします。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 7,000万円、8,000万円が正確な数字かどうかはちょっと私も詳細なシミュレーションを出しておりませんので、仮にこの固定税3カ年間をしかも減免が2分の1の3年間でございますから、通常のものよりも2分の1の固定資産税の課税になります。そのようなことから、私はそれがまさに身の丈に合った財政に見合った1つの定住促進の1方策だとご理解をいただきたいと思っております。

もちろん経済的な支援をするわけでございますから、ただで呼び込むということは至難でございます。したがいまして、これが個人に対する財政的な支援の1つでございますけれども、申し上げておりますように、安全、安心、教育、福祉、医療、こういったところも十分に並行して傾注をしながら考えなければ、こういった定住促進は効果が上がらない。これも十分承知をしているということでございますので、このことについては私は会期中に議決をいただくように懇願をいたしたいと思います。

- 〇議長(小森幸雄君) 13番平山 進君。
- **〇13番(平山 進君)** 二、三聞きたいんですが、この定住に関して市役所職員であって、 市外地に住所を持っている方はどのぐらいいるのか。わかれば教えてほしいと思うんです。

それと、この那須烏山市に企業を持っていますよね。私も何人かの企業の役員の話を聞いたんですが、大体本社が埼玉、東京が多いんですね。そこの役員さんはこの地元のマンションじゃなくて、さくら市また隣の高根沢のほうに住居を持っているんですよ。できれば、やはり何らかの形でこういうふうな特例をしいているわけですから、極力地元優先に住所を置きかえてもらえるような考えはあるのかないのか。この2つよろしくお願いします。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

〇市長(大谷範雄君) 後段の部については、私もあるたびごとに直接お話をさせていただいておりまして、要望活動をやっております。確かにご指摘のとおりなんですね。富士見台工業団地の工場長クラスは宇都宮あるいは隣接のところに住んでいるのがほとんどでございます。このようなことで大いにこういった優遇措置もあるし、公共交通網もこれから利便性を考えておりますから、ぜひ定住をしてくださいというようなことでやっております。

また、先ほども誘致企業についてのお話がございましたけれども、新規企業については私がすべてトップセールスを行っておりまして、今度まいります上川井地内のことについては、定住者、これは名古屋からの幹部が10人程度も入ります。これは市がすべて斡旋をするというようなことでぜひ那須烏山市に定住をお願いしたい。これは社長直々にもお願いしてまいりました。さらに、正職員、正社員、そしてさらにアルバイトと言われる人材派遣センターの社員、合わせて30人ぐらいにはなろうかと思います。これもできれば那須烏山市の若い世代の雇用をお願いをしたいというようなことで、十分に申し入れております。

最終選考が終わったようでございますけれども、その報告はまだいただいておりませんが、 最終的には会社が判断することでございますから、100%までいかないまでも多くの社員が 採用になり、そして多くの工場の社員が定住をしてくれるというような大きな期待がございま す。そのような基本的な考え方を持って、いま、営業活動をやっていることを私のほうから申 し添えたいと思います。

- 〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。
- 〇総務部長(大森 勝君) 那須烏山市以外から通っている職員数につきましては現時点では45名ということになります。
- 〇議長(小森幸雄君) 13番平山 進君。
- **〇13番(平山 進君)** 45名ですか。この半分の方が定住してもらえれば随分助かるのかなと思うんですね。そういう条例まではつくらなくても、少なくとも採用するときに、また

市外地に土地を求める場合、やはりその辺のところの規制的なことをやらないと、市長が言われる3万人は割りたくないんだという願望が市民に伝わっていかないんじゃないか。職員そのものがそういうレベルが低いと困るわけですよ。収入は那須烏山市からいただいて、そのお金の使い道は他町にいってしまうということはまずいと思うんですね。その辺の考えをひとつお聞かせいただければ。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 先ほどもお答えをしたことになりますけれども、私といたしましては事あるごとにこちらに定住をする。また新採用職員になってから控えておりますので、そういった合併後の場面はないんですが、なお消防署の広域の職員等についてはそういったところも条件づけながら採用した経緯が実はございます。また結婚して市外に出るという職員もおります。したがって、やむを得ない事情が45名の中にはいることもご理解ください。決してそのような理由から新婚のうちはというようなこともあるようでございますから、私はその都度、那須烏山市の職員である以上、こういった人口減で悩んでいる以上はみずから率先垂範をすべきだというようなことで指導しておりますので、今後ともそれは強く指導して、こちらに戻るような対応をさせていただきたいと思います。

いろいろとこの議案第5号、第8号につきましてはご意見をいただきました。この後、議長の計らいで恐らく常任委員会等に付託になる予定だと思いますが、いろいろとご意見をいただきまして、私も柔軟な対応をしていきたいというスタンスは変わりませんので、どうか常任委員会、この意見を十分に踏まえて、条例の一部修正も含めた対応も検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私はこの条例制定を上程したことにつきましては、先ほど申し上げましたように3万人確保、こういったところを前提に考えておりますが、安全、安心、道路、公共交通網、そして公共通信網、そういった整備が当然必要でございますから、それはやはり最優先課題としてやってまいります。さらに教育、福祉、医療、これも当然のことですが大きな政策の位置づけとしてやってまいりますから、その一環としての方策であるというようなことでご議論をいただきたいと思います。

またさらに、身の丈に合った財政ということで、いわゆるばらまき的な行政にならないような考え方を基本的に持っておりました。したがいまして、身の丈に合った財政の中でこの対応は今の条例制定案がふさわしいかなというようなところで上程をさせていただいたわけでございます。そのような趣旨もぜひご理解をいただいて、ぜひ常任委員会等で大いに議論をさせていただいて、私どもも真摯に耳を傾けて対応させていただきます。どうぞ会期中にはそういったことにつきまして議決をいただけるように重ねてお願いを申し上げまして、補足の答弁とさ

せていただきます。よろしくお願いします。

○議長(小森幸雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) お諮りいたします。ただいま上程中の議案第5号及び議案第8号に つきましては、総務企画、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありません か。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 那須烏山市定住促進条例の制定について並びに議案第8号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正についての2議案は、総務企画、経済建設常任委員会に付託をいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時50分

〇議長(小森幸雄君) 再開いたします。

◎日程第11 議案第6号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正について

○議長(小森幸雄君) 日程第11 議案第6号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

〇市長(大谷範雄君) ただいま上程となりました議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

保育料につきましては、事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫補助金について」により、徴収を行っておりますが、所得税の定率減税の縮減及び入園児童2人目以降の徴収基準額の軽減を拡大するなどの改正が行われましたこと、並びに障害者自立支援法により、障害の種別によらない一元的なサービス提供の本格実施に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、市民福祉部長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 〇議長(小森幸雄君) 市民福祉部長雫 正俊君。
- **〇市民福祉部長(雫 正俊君)** それでは補足説明を申し上げます。

今回大きく分けて3点の改正をお願いするものであります。1点は保育料徴収金額表の改正、 2点目は保育料減免枠の追加、3点目は多子軽減の対象拡大であります。それでは議案書に基 づき説明を申し上げます。

まず第1点目は、本文1行目、別表第2の表中「1万7,000円未満」を「2万円未満」に、5行目「40万8,000円以上」を「45万9,000円以上」に改めるまでですが、保育料の徴収基準額は児童福祉法により定められていますが、住民税や所得税額に基づきまして階層が分かれ、それぞれ保育料が定められております。そのうち今回は所得税課税世帯階層区分金額の改正であります。これは定率減税の縮減に伴いまして、所得税が増額することにより、保育料も連動するところから、階層区分金額を改正するものであります。つまり、所得税の定率減税縮減、廃止により、所得税が上がった部分についても保育料は上げない措置ということでございます。

次に2点目ですが、5行目の中ほどから同表の備考第2項第2号中から9行目精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者までですが、まず児童福祉法に基づき所得税の額を計算する規定から、既存住宅の耐震改修した場合の所得税額の特別控除を適用除外する。次に8行目ウですが、ウ以降は障害者自立支援法の本格実施に伴いまして、身体障害者及び知的障害者に加えまして精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者につきましても、保育料の減免枠につけ加えるという改正であります。

次に大きな3点目ですが、10行目別表第2の表の備考第5項中、入所している場合においてから17行目、最後になりますが同項の表を次のように改める。そして裏面まで続いております表の改正でありますが、これはいわゆる多子軽減の対象拡大、2人以上保育園、幼稚園あるいは認定子供園に分かれて入園しても、保育料の軽減措置対象となる改正でございます。従来ですと、保育園に限定し、例えば2人以上入っている場合には、1人目は定められた金額、2人目はその半額、3人目の場合は10分の1ということなんですが、今度は幼稚園、保育園、認定子供園にばらばらに入っていても、2人の子供から減免の対象になるという改正でございます。

次に裏面の表より下の別表第3の表中、「6万円未満」を「6万7,500円」に、「6万円以上」を「6万7,500円以上」に改めるは、いわゆる無認可保育園の規定でありまして、

1点目同様、保育料は所得税による保育料階層が分かれているため、階層区分の金額を変更しまして保育料の調整をするものであります。

以上で補足説明を終わります。

- 〇議長(小森幸雄君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。
 - これより質疑に入ります。
 - 17番中山五男君。
- **〇17番(中山五男君)** まず担当部長に1点お伺いします。今回は、ただいまの説明のとおり、税法の改正によって所得税、住民税の区分が変わったものですから、それに伴っての改正かと思いますが、お伺いしたいことは、今回の条例改正によって、保育料、すなわち保護者の負担金はふえるのか減るのか。この辺のところをお伺いします。
- 〇議長(小森幸雄君) 市民福祉済部長雫 正俊君。
- **〇市民福祉部長(雫 正俊君)** お答えいたします。今回の改正によりまして489名の入園児がおりますが、その保護者の所得状況をこの改正にあわせまして入れてみましたら、一部前年対比で所得が大幅に上がっている方につきましては当然保育料も上がりますが、ほとんどが同額もしくは保育料が下がっている。そういうふうな今回の改正というふうに認識をしております。

以上です。

- 〇議長(小森幸雄君) 17番中山五男君。
- 〇17番(中山五男君) 大谷市長に1点お伺いしたいんですが、今回の改正により保護者の中には少々ふえる方もいる、減る方もいるということなんですが、問題はこれから今回の改正によって滞納につながらないか。それを私は非常に心配しております。市長もご承知のとおり、5月24日の新聞報道によりますと、県内で保育料の滞納額が総額で3億2,000万円と出ております。その中で、県内33の市町、これは宇都宮と合併する前の数ですから33あります。その33の市町の徴収実績が一覧表になって出ましたが、これを見まして驚いたのは那須烏山市はワースト2位なんですね。滞納も1,393万3,000円です。

同じ人口規模の近くを見ましたら、例えば高根沢の場合は288万5,000円でわずか6分の1ぐらいになるわけです。さくら市も人口4万2,000人ありながらわずか140万円足らずであります。そんな状況で、なぜ那須烏山市がこれほど滞納が多いのか。

合併前の平成17年度の決算書から未納額を見ましたら、これは烏山の議員には申しわけないんですが、烏山は1,770万3,000円です。南那須はわずか55万9,000円。その隣に実はこれには直接関係ありませんが町営住宅の未納額も出ておりました。これも烏山909万3,000円、南那須は66万3,000円と旧南那須はけたが違う、10分の1程度なんで

すね。なぜこれほど旧鳥山住民と南那須の住民では、こういった公共料金に対しての認識が違 うのか。非常に私は驚いているわけであります。

これはそれぞれの町民性にあるのか。それとも徴収担当者の熱が入らなかったためにこれほど残ってしまったのか。これらをまず整理しない限り、今回、保育料改正をしてもあまり意味がないのではないかと思っております。この辺のところ、市長の考えを1点お伺いします。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 保育料の滞納についてのご質問がございました。あの新聞記事を見て驚嘆したのは私だけではなかったんですけれども、市の幹部もこれほどまでということは大変勉強不足であったと思っておりまして、1,300万円の88%、言われるように滞納率から言いますと市ではナンバー1であります。人口規模、保育園の規模からいたしますと、一番多いのは宇都宮であるだろうという認識があったからであります。ワースト1になったということは大変恥ずべき事態だということで、私もある程度調査をしてみました。合併いたしました那須烏山市でございますから、この地区、あの地区ということは申しません。結論から申し上げますと、直営の保育園は90%以上が完納であります。私立の保育園の未納が90%を超えているというような実態でございます。

しかし、これは私立の保育園は委託料という形で、保育児にあわせて市が規定により委託料を支払っているという制度になっておりまして、ただし、委託料は市から払いますが、徴収は市が直接徴収をする。こういった仕組みになっております。したがいまして、私立の保育園はそういう徴収義務がないということになります。したがいまして、その辺の運営は私立がやっているけれども、徴収は市がやるという縦割りの行政の典型的な制度だと思っておりまして、さりとてそういう制度である以上は徹底をした対応をしなければなりません。したがいまして、関係部局に指示をいたしましたのは、この徴収率は、当然市の責任である以上は市の職員が責任を持って向上させるべきだろう。それとあわせて、経営者にも重要なことであるので、徹底をした指導を促したわけでございます。

今後向上につながるものと思っておりますが、実態はそのようなことでございまして、今後も未納対策については一を知って十を知るではございませんが、保育料だけではございません。 水道料あるいは税等についても大きな策でもって強制執行いたしております。また、差し押さえも大いにやっております。この保育料あるいは幼稚園も含めてすべてのことで厳しい対応をしようじゃないかということを部長会議で指示をしたところでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 17番中山五男君。

〇17番(中山五男君) 市長もいろいろな事情があるようでありますが、いずれにしても

完全徴収を目指してさらなる努力をされますようご期待申し上げまして、質問を終わります。

〇議長(小森幸雄君) 16番平塚英教君。

○16番(平塚英教君) 議案第6号の保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正についてでありますが、先ほど部長の答弁がありましたけれども、定率減税の廃止、見直しとかさまざまな税の関係に伴って、今までの保育料の税金のランクでやると、保育料が高上がりになってしまうので、今回それを調整するために、今まで同様の保育料を徴収するために税率額を算定基礎を下げたというような理解でいいのかどうか。したがって、基本的には一部増額というのは収入増による増額ということであって、基本的には保育料関係についてはほとんどが同額または減額というような理解でいいのかどうか。

それと、障害者自立支援法の関係ですけれども、これについても今まで無料であったものを 1割徴収するということではなくて、これも負担がふえたわけではないというふうな理解でい いのかどうか。その辺、もう一度確認しておきたいと思います。

さらに、今の質問とダブるわけですけれども、私も方々に行って那須烏山市の保育料の滞納問題をいろいろと聞かれるわけですけれども、栃木県平均が3.5%、支払い能力がありながら応じないケースということですから、全体ではもっと大きいんでしょうけれども、那須烏山市の場合は88%ですから、逆に算出すると収納できない額が12%というふうになります。この12%のうち、支払い能力がありながら徴収に応じないケースというようなランクづけをやっているのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それで、保育所は児童福祉法に基づいて保育を行っているわけですけれども、第24条で乳児幼児等の保育ということで、市町村は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより保護者の労働または疾病等の事由により、その看護すべき乳児、幼児または第39条第2項に規定する児童の保育に欠けると認めたときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置をするというふうに書いてあるんです。

こういうことから、保育所に入所させて保育をするというふうになっているわけですけれども、一方、さっき市長が言いましたように、保育所としてはそういう保育する児童を預かっているわけなんですが、それとはまた別に、それに関する保護者の費用負担ですけれども、徴収については第56条でさまざまな規定がありますけれども、それに応じない場合、これは第56条の第7項で、徴収された費用を指定の期限以内に納付しないものがあるときは、第1項に規定する費用については国税の第2項または第5項に規定する費用については、地方税の滞納分の例により処分することができるとなっているんです。

恐らく児童福祉法の第24条と第56条というのはそこら辺でちょっと矛盾するところがあるんですが、さりとて一番問題なのは払えない保護者の子供も預かるということはわかるんで

すが、払えるのに払わないというのが今問題になっているわけです。その辺、先ほどお話のありました1,393万3,000円、この1,400万円近い滞納額のうち、払えるのに払わない方がいるというふうに把握されているのかどうか。それについてはどのような措置をもって徴収をするという考えでいるのか。神奈川県の川崎市長は1軒1軒訪ねて保育料徴収を行うということでやっているようであります。本市においてはどのように徴収する努力をされるのか。

先ほど市長が言いましたように、特に旧鳥山の場合には民間保育所の、子供は預かるけれども保育料は徴収しない。保育料を徴収するのは役所ということで、親から言えば子供は保育所に預けるけれども、一部の人は保育料は役所に納めない。ここが問題なわけですよね。その辺で先ほどの市長の答弁では、保育所のほうで保育料を収納してもらう仕組みをつくるという考え方でいくのかどうか。その辺の考え方をもう一度説明いただきたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。

〇市長(大谷範雄君) お答えをいたします。88%の残り12%の中で、払えるのに払わない、悪質な保護者の率については部長のほうからお答えをいたしますが、私はそのような悪質と思われる保護者あるいは両親については厳しい対応をしていきたいという考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、先ほどは指導していきたいと考えておりますが、徴収はあくまでも市がやります。したがいまして、指導というのはそういった啓発、保育料の滞納の重要性をもう一度保護者によく理解をしていただくため、そういったところは当然オーナーも十分認識をしていただいて、親に保育料の収納の必要性を十分わかってもらうというような啓発運動に一役買ってもらいたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 市民福祉部長雫 正俊君。

〇市民福祉部長(雫 正俊君) お答えいたします。一部、所得が前年から大幅に上がった 方につきましては保育料は当然ランクアップしますから上がるということがあります。ただ、 全体的に先ほど申しましたように、同額もしくは保育料が下がるというのが今回の改正という ふうに認識をしております。

3点目の障害者ですが、障害者につきましては基準額があるんですが、それに基づきまして、ある階層につきまして障害手帳を持っている方につきましては特別な保育料を設定するということでございます。ですから、通常ですと1 万7,000円未満の所得税の方は、3 歳児未満につきましては1 万6,000円の保育料なんですが、この方が障害手帳を持っている場合には1 万2,000円、そういうふうな特別枠に身体に加えて精神障害の手帳を交付されている者の保育料の特例枠を(「今までより下がるの」の声あり)下がります。

今回の改正は、例えば所得税が1万7,000円未満の方は、今までは1万6,000円です

が、今回、定率減税の縮減廃止に伴いまして所得税がふえますから、それを見越しまして2万円未満につきましては1 万6,0 0 0 円の保育料ということですから、今回この改正をしないと、例えば今回の定率減税の縮減廃止によりまして、所得税が1 万9,0 0 0 円になった場合には保育料が2 万3,0 0 0 円にアップしてしまうということで、それを抑制するために2 万円未満に改正をしまして、保育料は今までと同じという改正でございます。それが3 点目。

それから4点目の滞納関係ですが、当然ご承知のように、保育の場合は保育サービスに対する保育料は対価ということで、これを納めないというのは大変悪質だというふうに私どもも思っております。支払い能力があるかどうか、またランクづけはどうかですが、特にそのランクづけはしておりませんが、当然未納者に対しましては納めていただくように訪問しまして、いろいろ話をし、説得をし、またご理解いただきまして納めていただいております。

例えば平成17年の新聞によりますと、1,393万3,000円になっておりますが、その後1年かけましてこれらにつきまして約300万円ほど解消しております。これにつきましては当然市外のほうに行っている方もおりますし、県外もおりますし、死んでいる方もいるんですが、そんなことを整理をしまして1,300万円が約1,000万円ちょっとになっているという経過がございます。

保育料未納者に対しまして保育をしないというふうなことにつきましては、これは明らかに 違法というふうな判決が出ておりまして、本市においてはそのようなことはやっておりません。 あくまでも保育は保育に欠ける子を保育をしまして、そして保育料を納めていただく。そのよ うなことで実際は実施しているところでございます。

1,700万円ですね。これが平成17年度決算で出ましたものですから、よく内部のほうでいろいろ検討しました。先ほど議員のほうからも話がありましたように、民間保育園の活用、これらにつきまして民間保育園のほうに保育料を徴収していただけるかどうか、法的にどうか。いろいろな手当関係につきまして、それと相殺していただけるか。入る場合、保証人をつけてもらうか。入園申請時に引き落としについて理解いただけるか。そんなような項目をいろいろ検討し、新しく入所する保護者については理解をいただきまして、保育料の滞納についてできるだけ少ないような方法を今講じているところでございます。

以上です。

〇議長(小森幸雄君) 16番平塚英教君。

〇16番(平塚英教君) ちょっと今、最後のほうがはっきりしなかったんですけれども、質問は12%の方々が払えないんだと思うんですよ。それは額だと思いますから、全体の数字かどうかわかりませんが、そのうち何%ぐらい、下野新聞では悪質なケースは3.5%と言っていますよね。そういう数字があるのかないのか、それをお示しいただきたいというのが1つ

と。

そうは言いながらも、今、格差社会の中で、若い方々が就労とかさまざまな点で非常に苦労しているという問題もありますよね。したがいまして、保育所に子供を預けないと仕事ができませんが、実際に安定した仕事がないと払えないという矛盾もあると思うんですよね。そういう点で、保育料の収入がきちんと得られないときの減免措置、その辺も徹底していないと高いランクのまま申請しておいて、実際には収入が少ないのに払えないということでは滞納額がどんどんふえてしまいますよね。そういう意味も含めて、結局、保育に欠ける子供を保育するわけですから、収入がないならないなりの対応も市役所のほうでも考えてもらいたいという意味を込めて質問をしております。

さらに、今回、今までは保育園に同じうちの兄弟が1人目、2人目あるいは3人目と行っている場合に、1人目はまるまる払う。2人目は2分の1ということできたわけなんですけど、今回の改正は保育所に1人目が行っていて、幼稚園に2人目が行くというケースの場合、幼稚園についても2分の1は減額するというような中身になったそうです。しかし、その保育園につきましては、保育に欠けるということではありませんので、文部科学省のほうの所管になるのかなというふうには思うんですけれども、しかし、徴収についてはこの辺は保育園と違うやり方でいるのかなと思うんですけれども、この辺、矛盾がないのか、大丈夫なのか、その辺の考え方についてもお示しをいただきたい。

最後に、先ほどの最後に部長のほうで説明された項目の中で、民間保育所のほうで徴収についても努力をいただけるような回答があったのかなかったのか。その辺、質問をされていると思うんですが、どのような話し合いというか、内容になっているのか。もし話が進んでいればその辺の説明もいただきたいというふうに思うんですが、よろしくお願いします。

〇議長(小森幸雄君) 市民福祉部長雫 正俊君。

〇市民福祉部長(雫 正俊君) お答えいたします。先ほど議員のほうから悪質な部分につきましては新聞では3.5%というふうなお話がありましたが、これにつきましては、まだ本市においてはどれが悪質、どれが普通、そういうふうなランクづけはしておりません。大変申しわけないですが、今のところはそのようにお答えをさせていただきたいと思います。

それから保育料の減免につきましては、これは条例のほうに規定がありまして、地方税のほうとも連動するんですが、極端に収入が減った場合とか災害とか家庭でいろいろな世帯の人が死んだとか、そういうふうないろいろな条件の場合について減免するという、これは地方税法と連動した減免措置でありますが、そのほかにつきましては今のところは減免措置はありません。

それから多子軽減ですが、今回の改正につきまして、従来ですと幼稚園に1人目が入ってい

て、2人目が保育園に入って、3人目も保育園に入った場合は、幼稚園はそのままお金をいただいて、保育園についても1番目の子供は定められた額、2番目の子供は半分ということです。逆に保育園に一番最初に入っていて、2番目、3番目が幼稚園に入った場合については文部科学省のほうなんですが、保育園は定められた額、幼稚園も1人目は定められた額、3人目も幼稚園に入っている方は7割。

今回の改正につきましては、例えば幼稚園に一番上が入って、2番目、3番目が保育園に入った場合は、一番上が幼稚園に入っても2番目の保育園に入った子は2分の1、第3子が保育園に入った場合は0.1。逆に一番上の子が保育園に入っていて、2番目、3番目が幼稚園に入っていた場合は、保育園に入った子供は定められた額で、2番目に幼稚園に入った子供は7割、また3番目は2割ということで、これは文部科学省のほうの軽減策でございます。

民間保育園に徴収をお願いできる話なんですが、ご承知のように保育料につきましては所得 に応じまして保育料が定められているものですから、そういうことが可能かどうかということ で、現在県のほうと調整をしているところでございます。

以上です。

- 〇議長(小森幸雄君) 16番平塚英教君。
- ○16番(平塚英教君) いずれにしても市民のほうでも栃木県で2番目に収納が悪い。ほかはみんな9割を超えているのに那須烏山市は88%だということでおしかりを受けましたので、払うほうもなかなかこれは大変な問題、課題もあるかと思うんですが、先ほどの減免規定も周知徹底していただく中で、川崎の市長は1軒1軒訪ねて保育料を徴収しているということもありましたので、そういう誠意を持った努力をしながら滞納がないように進めていただきたいというふうに思うんですが、市長、もう1回ご答弁をお願いしたいと思います。
- 〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。
- ○市長(大谷範雄君) 今、税を初め水道使用料も含めて全庁体制で厳しい対応をしていることは議員もご承知のことと思います。すべての使用料等については公平、公正を期すために、今後も全庁挙げて対応してまいる所存でありますので、ご理解いただきたいと思います。
- ○議長(小森幸雄君) ほかに質疑はありますか。 8番佐藤雄次郎君。
- **○8番(佐藤雄次郎君)** 単純に思うんだけれども、何で民間に経営だけは任せておいて徴収ができないのかなと思うんだな。なぜ当事者に保育所に責任と義務を果たしていないんじゃないの。経営は民間で、お金は行政で徴収しなさいというのは、何か片手落ちのような気がする。

以上です。

- 〇議長(小森幸雄君) 市長大谷範雄君。
- ○市長(大谷範雄君) 実はその辺は私もちょっと不可思議に思ったところでございますが、そのような制度で推移している以上は、やはりそのような対応が必要だと思っていますので、徴収は原則市がやることといたします。したがいまして、経営者にもそういったことで最大の協力をすべく努力をいたしておりますので、その辺の指導も徹底をしてやるといったスタンスで考えておりますので、ひとつご理解ください。
- **〇議長(小森幸雄君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(小森幸雄君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。 休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時38分

〇議長(小森幸雄君) 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第12 議案第7号 那須烏山市遺児手当支給条例の一部改正について

○議長(小森幸雄君) 日程第12 議案第7号 那須烏山市遺児手当支給条例の一部改正 についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

〇市長(大谷範雄君) ただいま上程となりました議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

父母の一方または両方が死亡した児童について、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的に、遺児手当を支給いたしておりますが、障害児のある児童生徒への教育に関する事項について、学校教育法が改正されたことに伴いまして、那須烏山市遺児手当支給条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、市民福祉部長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 〇議長(小森幸雄君) 市民福祉部長雫 正俊君。
- 〇市民福祉部長(**雫 正俊君**) 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法の一部改正に伴いまして、盲学校、聾学校、養護学校が廃止され、新たに特別支援学校が創設されることに伴いまして、本条例も第2条第2項中を同様に改正をお願いするものであります。なお、本条例に基づく本市の手当支給対象者ですが、この方は父母の一方または両方が死亡した児童生徒を看護、養育している保護者に対しまして、義務教育終了、中学校終了まで月額3,000円を遺児手当として支給しているものであります。また、財源は県費2分の1の補助で、本市における当初予算計上額は16世帯、23名、当初予算額で79万5,000円であります。

以上で補足説明を終わります。

〇議長(小森幸雄君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第9号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について

○議長(小森幸雄君) 日程第13 議案第9号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更 についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇]

〇市長(大谷範雄君) ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴いまして、南那須地区広域行政事務組合規約の一部を変更するものであります。この規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては総務部長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りましてご承認くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。
- ○総務部長(大森 勝君) 南那須地区広域行政事務組合の規約の一部変更について補足説明をさせていただきます。

南那須地区広域行政事務組合におきましては、収入役の規定が第10条に規定されておりま

した。従前の収入役制度をご説明申し上げますと、収入役については関係市町の収入役のうちから組合長が組合議会の同意を得て選任をする。収入役の任期は関係市町の収入役の任期とするということで、両町からの収入役のうちから1人を選任いたしますというような組合の規約になってございました。

今回、平成19年4月1日から地方自治法の改正によりまして、収入役にかわり会計管理者ということになってまいりましたので、南那須地区広域行政事務組合においては今回これを改正いたしまして、収入役のかわりに会計管理者をもって会計処理を行いますというような改正でございます。当然この会計管理者等につきましては、職員の中から選ばれるということになりまして、一般職員が会計管理者になるという運用になるわけでございます。

以上でございます。

〇議長(小森幸雄君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第14 議案第1号及び日程第15 議案第2号の2議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

◎日程第14 議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について

◎日程第15 議案第2号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長(小森幸雄君) したがって、議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算、議案第2号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算の2議案を一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長(大谷範雄君) ただいま一括上程となりました議案第1号、第2号につきまして、 提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成19年度那須烏山市一般会計補正予算(第1号)についてであります。概要であります。補正予算額は3億7,958万6,000円を増額し、補正後の予算総額を109億7,958万6,000円とするものであります。内容でございますが、一般会計補正予算第1号につきましては、平成19年度がスタートいたしまして2カ月が経過したところでございますが、新たな事務事業等を追加計上し、速やかに対処しなければならないものが生じましたことから、今回、補正予算を編成したところであります。

なお、補正予算の主な内容は次のとおりでございます。歳出でございます。民生費において 保健福祉センター冷暖房設備の修繕費を追加計上いたしました。

消防費は国の合併市町村補助金を活用して、第3分団第3部、これは下境小原沢の消防ポンプ自動車の購入費を新たに計上いたしました。

教育費は旧学生寮土地売り払い金を奨学基金として全額積み立てるための予算措置を講じるとともに、小学校管理費については本市の3小学校が県から推進校として指定を受けたことに伴い、豊かな体験活動推進事業費補助金を新たに計上いたしました。さらに、先に述べました消防費と同様、国の合併市町村補助金事業によりまして、烏山小学校及び烏山中学校用スクールバス車庫を建設するための工事費を予算措置いたしました。

歳入につきましては、国庫補助金として合併市町村補助金を新たに計上するとともに、県補助金豊かな体験活動推進事業補助金を増額補正するものであります。

財産収入につきましては、東京都調布市にありました旧学生寮跡地の土地売り払い収入を計

上するものであります。財源不足につきましては、前年度繰越金を計上することにより対応いたしました。

終わりになりますが、寄附金につきましては、桜りん会様、歯痛地蔵修復事業有志一同様、 阿久津美好様及び匿名様から賜りました。その趣旨に沿いまして予算措置をいたしております ので、ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告を申し上げたいと思います。

議案第2号につきましては、平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。内容は、簡易水道の給水停止処分を受けた株式会社富士商会が宇都宮地方裁判所に上水供給等仮処分命令申し立てをしたことに対する弁護士依頼費用を計上するものであります。なお、財源は前年度繰越金で措置をいたしました。

これにより、歳入歳出それぞれ52万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,992万5,000円とするものでございます。

以上、議案第1号及び第2号の提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(小森幸雄君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

〇17番(中山五男君) 一般会計予算につきまして3点ほどお伺いします。

7ページの歳入であります。まず国庫補助金の一番上にあります合併市町村補助金、これは当初 1,000 円を計上しておりまして、今回 1,800 万円を計上しましたが、これは今年限りなのか、それともこれからも継続して交付されるのか、これが 1 点。

その次に、教育費関係ですが、豊かな体験活動推進事業補助金、これも当初にありません。 今回初めての150万円の予算でありますが、具体的に事業の内容をご説明をお願いしたいと 思います。

2つ飛んで繰越金ですが、前年度繰越金765万円を上げてあります。これは当初で5,000万円上げておりますが、今回の765万円ですべての繰越金が計上されているのか。 以上、3点についてお伺いします。

- 〇議長(小森幸雄君) 総務部長大森 勝君。
- ○総務部長(大森 勝君) 最初に7ページの総務費国庫補助金関係についてご説明を申し上げます。この国庫補助金につきましては、合併を推進をするために国から補助をいただくものでございます。この制度につきましては、那須烏山市においては3億円が限度とされております。先ほどの繰越明許関係の中で1億8,000万円、平成18年度の予算で計上してござ

います。今回、1,800万円、約2億円を計上してございまして、あと残りについては10年以内に申請をしながら、あと1億円については有効活用を図っていきたいというふうに考えております。

繰越金関係等につきましては、現時点では4億6,500万円の繰越が見込まれております。 しかし、そのうち繰越明許等の関係等もございます。そのほかに決算剰余金処分ということで 基金に積み立てる措置等もいたしたいというふうに考えてございまして、最終的には一般会計 の繰越金として使用できる金額については2億円程度が残るものというふうに考えております。 以上です。

- 〇議長(小森幸雄君) 教育次長堀江一慰君。
- ○教育次長(堀江一慰君) 歳入のほうで、県補助金の豊かな体験活動推進事業費補助金の中身につきましてご説明申し上げたいと思います。平成19年度と平成20年度の2カ年事業でございまして、継続ではございません。県のほうの指定推進校ということで、ただいま市長が提案理由の中で申し上げましたように、仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校ということで那須烏山市内3校、荒川小、烏山小、七合小、この3校でございます。1校当たり50万円でございまして、内容的にはこの言葉にありますように、宿泊体験等を通じまして全児童が対象になります。那須少年自然の家とか南那須少年自然の家あるいは臨海自然の家、そちらのほうの宿泊共同での体験活動が主になってまいります。歳出の費用としましては、バスの借り上げ料、施設の使用料関係といったものが主な支出項目になってまいります。そういうわけで、各学校独自のカリキュラム、年間を通した体験活動等の事業計画を上げまして、それらによって助成されるということでございます。

以上です。

- 〇議長(小森幸雄君) 17番中山五男君。
- **〇17番(中山五男君)** 小学校の費用ですが、平成19年と平成20年の来年も補助対象になるそうですが、今年は3校となりますと来年もやはり同じ3校程度、別の学校を選任してこの事業で体験学習をするというような計画なんでしょうか。
- 〇議長(小森幸雄君) 教育次長堀江一慰君。
- ○教育次長(堀江一慰君) 基本的には来年も同じような形になろうかなというふうに思います。人数的なこともございますので、実は文部科学省のほうからの指定といいますか、そういう形のものを県が受けまして、県のほうから割り当て的なもので推進が図られる。なお、昨年度は七合小が実験校ということで1年指定してやっています。そういうことで、平成19年は那須烏山市は3校ということで来ました。次年度も多分来るのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

〇17番(中山五男君) 了解しました。

〇議長(小森幸雄君) 16番平塚英教君。

○16番(平塚英教君) 平成19年度の一般会計と簡易水道会計の補正予算でございますが、まず一般会計のほうなんですけれども、歳出のほうで奨学基金費ということで3億5,225万円ですね。これは調布にあった学生寮の売り払いの代金の基金積立というふうにお見受けするんですけれども、今後の運用についてはどんなふうに運用していくのか。その辺の考え方があったらお示しをいただきたいと思います。

2つ目は、烏山小、烏山中のスクールバスを設置したということで、その車庫をつくるということでございますが、これは場所をどの辺に、いつまでにつくるような計画なのかお示しをいただきたいと思います。

さらに、簡易水道のほうでございますが、報償費ということで52万5,000円、裁判を受けたこちら側の弁護士の依頼費用ということでございますが、この件に関しましては、裁判所のほうで門前払いという形になったかなというふうには思うんですけれども、当然これは弁護士を依頼した以上、この費用は弁護士のほうにお支払いをするのか。その辺、ちょっとお聞きしたい。さらに、その後、この訴えられた業者のほうとのこちら側とのやりとり、アクションが何かあったかどうか。現在どういうふうな状況になっているか、ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

〇議長(小森幸雄君) 市長大谷節雄君。

〇市長(大谷範雄君) 奨学基金の今後の対応については私のほうからお答えを申し上げます。

今回、東京都内の調布市にございます旧学生寮跡地が3億5,000万円ほどで落札をいただきましたので、これを現在あります奨学基金に積み増しをさせていただきました。今後の取扱、対応等につきましては、今、担当は教育委員会事務局になりますけれども、その対応方の原案を作成するように指示をいたしているところでございます。平成19年度内には現在ある奨学金の制度を大幅に見直させていただきまして、これも先ほど来いろいろと議論になっております少子化対策、人口減少対策の一助になるような対応をしていきたいと考えておりますので、年度内にはそういった見直しも含めた条例の一部改正を上程する予定でございます。そのようなことで、今、検討に入った段階だということでご理解いただきたいと思います。

〇議長(小森幸雄君) 教育次長堀江一慰君。

○教育次長(堀江一慰君) 私のほうから鳥山中学校、鳥山小学校のバスの車庫の場所でご

ざいます。現在、烏山中学校の東側、一段低いところの緑化で植え込みなどを植えたところなんですが、現在そこに2台とまっています。スペース的にあと1台とまる箇所がありますので、あわせましてそこに3台入るスペースの車庫を新築するという内容でございます。まだ発注はしておりませんので、これも当初予定はしていたんですが、これらについては早目の設計、早目の発注というように心がけていきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(小森幸雄君) 建設部長池尻昭一君。
- **○建設部長(池尻昭一君)** 簡易水道についてお答え申し上げます。歳出予算額52万5, 000円については弁護士依頼費用でございます。この52万5,000円の内訳というのは 着手金と成功報酬金という形で分かれております。この弁護士については宇都宮市に事務所を 構えております白井弁護士を立てて今回の裁判にあたったということでございます。

この裁判の結果については、平成19年5月9日付けで判決が出て、市側勝訴という形になっておりますけれども、この裁判にかかった費用については弁護士にお支払いしなければいけないという認識を持っております。

また、この判決後について、どう対応しているのかということでございますけれども、判決が平成19年5月9日に出まして、その後、富士商会としましては平成19年5月21日付けで専用水道の設置した旨、県から許可が出ております。それですので、今、市のほうとしての具体的なコンタクトは持っておりません。

以上でございます。

○議長(小森幸雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

○議長(小森幸雄君) 次に日程第15 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 付託第1号 請願書等の付託について

○議長(小森幸雄君) 日程第16 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおりであります。この陳情書については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情書第8号 医師・看護師不足対策に関する意見書の提出については、文教 福祉常任委員会に付託をいたします。陳情書第6号 市道谷浅見平野線の道路整備及び安全歩 行帯設置に関する陳情について、陳情書第7号 生活廃水の用水路への流入防止対策に関する 陳情についての陳情書については、経済建設常任委員会に付託をいたします。

なお、先の定例会において継続審査になっております改憲手続き法案の廃案を求める国会への意見書の提出について、安心・安全な公務・公共サービス拡大を求める国への意見書の提出について、療養病床の廃止・消滅計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出について、崖崩れ防止に関する陳情書についても、審査報告を願います。

〇議長(小森幸雄君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

[午後 3時05分散会]